

令和5年 渡嘉敷村議会会議録

第1回定例会（3月8日～10日）	3日間
第2回臨時会（3月29日）	1日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和5年第1回定例会（3月8日）（1日目）

令和5年第1回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第1号	3	
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	議長諸般の報告	4
日程第4	村長行政報告	4
日程第5	施政方針	12
日程第6	一般質問について	22
日程第7	報告第1号 令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	50
日程第8	報告第2号 専決処分の報告について （阿波連漁港機能保全工事（R4）請負変更契約）	51
日程第9	同意第1号 渡嘉敷村副村長の選任について	51
日程第10	同意第2号 渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について	52
日程第11	同意第3号 渡嘉敷村教育委員会委員の任命について	53
日程第12	議案第1号 渡嘉敷村辺地に係る総合整備計画の変更について	54
日程第13	議案第2号 令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第7号）について	55
日程第14	議案第3号 令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号） について	56
日程第15	議案第4号 令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算 （第5号）について	57
日程第16	議案第5号 令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第2号）について	58
日程第17	議案第6号 令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算 （第6号）について	59
日程第18	議案第7号 令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第6号） について	61
日程第19	議案第8号 令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算について	62
日程第20	議案第9号 令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について	63
日程第21	議案第10号 令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について	65

日程第22	議案第11号	令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算につ つて	66
日程第23	議案第12号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算につい て	67
日程第24	議案第13号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について	68
日程第25	協議第1号	議員派遣の件について	69

令和5年第2回臨時会（3月29日）（1日目）

令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	73	
出席議員	74	
議事日程第1号	75	
日程第1	会議録署名議員の指名について	76
日程第2	会期の決定について	76
日程第3	議案第14号 渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について	76
日程第4	議案第15号 渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	77
日程第5	議案第16号 渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	78
日程第6	議案第17号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について	79
日程第7	議案第18号 渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について	79
日程第8	議案第19号 職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について	80
日程第9	議案第20号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例について	81
日程第10	議案第21号 渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例について	81
日程第11	発議第1号 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を 守る意見書について	82
日程第12	発議第2号 日米地位協定の見直しに関する意見書について	83
日程第13	発議第3号 沖縄の離島振興に関する意見書について	85

令和5年

第1回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

3月8日

令和5年第1回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期3日間 自 令和5年3月8日
至 令和5年3月10日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3月8日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問
3月9日	木	本会議	会議録署名議員の指名 報告第1号、報告第2号、同意第1号 同意第2号、議案第1号、議案第2号 議案第3号、議案第4号、議案第5号 議案第6号、議案第7号、
3月10日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案第8号、議案第9号、議案第10号 議案第11号、議案第12号、議案第13号 協議第1号

令和5年第1回渡嘉敷村議会定例会は
令和5年3月8日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			出
4	金 城 涉	出			

出席議員 6 名

会議録署名議員 5 番 新垣一史議員 1 番 與那嶺雅晴議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 玉城広喜

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	小 嶺 国 士
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	金 城 和 作
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	山 城 淳
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：3月8日(水曜日)午後5時18分

令和5年第1回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和5年3月8日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		施政方針
第6		一般質問について
第7	報告第1号	令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第8	報告第2号	専決処分の報告について（阿波連漁港機能保全工事（R4）請負変更契約）
第9	同意第1号	渡嘉敷村副村長の選任について
第10	同意第2号	渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について
第11	同意第3号	渡嘉敷村教育委員会委員の任命について
第12	議案第1号	渡嘉敷村辺地に係る総合整備計画の変更について
第13	議案第2号	令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第7号）について
第14	議案第3号	令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について
第15	議案第4号	令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
第16	議案第5号	令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
第17	議案第6号	令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
第18	議案第7号	令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第6号）について
第19	議案第8号	令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算について
第20	議案第9号	令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について
第21	議案第10号	令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について
第22	議案第11号	令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について
第23	議案第12号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について
第24	議案第13号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について
第25	協議第1号	議員派遣の件について

○ 當山清彦議長

ただいまから令和5年第1回渡嘉敷村議会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番新垣一史議員、1番與那嶺雅晴議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月10日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月10日までの3日間に決定しました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から令和5年1月分、2月分の例月出納検査の結果報告があります。また、財政援助団体監査結果報告も議員控え室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。

なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

議長諸般の報告

令和4年12月14日～令和5年3月7日

令和4年

12月14日(水) 令和4年第11回渡嘉敷村議会12月定例会 (議長)

令和5年

1月6日(金) 令和5年消防出初め式 (議長)

1月7日(土) 令和5年 二十歳の集い (議長)

1月10日(火) 南部地区市町村議会議長役員会・定例会・新年会

(那覇市：自治会館)(議長)

- ・令和5年度南部地区市町村議会議長会事業計画について
- ・令和5年度南部地区市町村議会議長会一般会計予算について
- ・令和5年度全国市議会議長会・町村議会議長研修会への派遣について

1月11日(水) 南部離島町村長議長連絡協議会 (那覇市：自治会館)(議長)

- ・令和4年度県議会「那覇市・南部離島選挙区」選出議員との行政懇

談会資料に基づく要望及び意見交換について

- 1月18日(水) 例月出納検査
- 1月26日(木) 南部離島町村長議長連絡協議会 栗国村行政視察 (栗国村)(議長)
- 1月30日(水) 沖縄県町村議会議長会副議長研修会・交流会 (那覇市:自治会館)
(副議長)
- 1月31日(火) 沖縄県町村議会議長会新人議員研修会 (那覇市:自治会館)
(金城議員)
- 2月9日(木) 沖縄県介護保険広域連合議会協議会・運営委員会 (読谷村)(副議長)
- 2月10日(金) 第64回沖縄県介護保険広域連合議会 定例会 (読谷村)(副議長)
- 2月13日(月) 沖縄県町村議会議長会定例理事会 (那覇市:自治会館)(議長)
・令和5年度本会歳入歳出予算について
・自治功労者等の決定について
沖縄県町村議会議長会第52回定期総会 (那覇市:自治会館)(議長)
- 2月14日(火) 沖縄県離島振興市町村議会議長会第14回定期総会
(那覇市:自治会館)(議長)
・令和5年度事業計画について
・令和5年度予算について
沖縄県離島振興市町村議会議長会研修会 (那覇市:自治会館)(議長)
・新たな離島振興計画について
- 2月15日(水) 沖縄県町村議会議長会議員・事務局職員研修会
(パシフィックホテル沖縄)(全議員)
- 2月20日(月) 南部広域行政組合議会定例会 (南部総合福祉センター)(議長)
- 2月27日(月) 南部広域市町村圏事務組合議会定例会 (那覇市:自治会館)(議長)
渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 新里武広村長

おはようございます。令和4年12月14日から昨日3月7日までの行政報告につきまして、お手元に配布しております書面のとおりでございます。なお、朗読は省略いたします。

行政報告書

(令和4年12月14日～令和4年3月7日)

月日	時間	内容	備考
12/14(水)	10:00	令和4年第11回渡嘉敷村議会12月定例会	議場
12/15(木)	11:45	字前島 前島復興住民の会 中村文雄氏 村長表敬訪問	村長室
	14:00	字渡嘉敷 稲守清昭氏との面談	稲守氏宅にて

- 福祉センター用地等、他について
- 令和5年度 離島児童生徒支援センター入舎者の件について 村長室
教育長・與那嶺社会教育係との事務調整
- 17:10 株式会社 新洋 新垣守泰代表取締役社長、新垣守忠営業推進室課長
院庄林業株式会社 森本光晴氏 村長表敬 村長室
2022年 院庄林業×新洋ビーチクリーン作戦について
- 12/16(金) 院庄林業株式会社(岡山県) 森本光晴氏より寄付金 50,000円
- 12/19(月) 13:30 庁議 庁舎2階大会議室
- 12/21(水) 16:30 池松氏との懇談 グリーンコール製造販売事業について 村長室
※離島地域から始める脱炭素化について
- 12/23(金) 11:30 沖縄県土木建築部 港湾課との調整会議 県庁
渡嘉敷港港湾整備について
港湾課長 呉屋氏 計画調査班 班長 大城氏 主任技師 神谷氏
小嶺観光産業課長 同席
- 15:30 沖縄県農林水産部 南部林業事務所にて 南部林業事務所
阿波連区、渡嘉志久地域の保安林解除にむけての協議
金城教朋所長、町田誠司副所長 儀間典子 主任技師
小嶺観光産業課長 同席
- 16:30 沖縄県土木建築部 南部土木事務所 挨拶周り 南部土木事務所
金成利幸所長、久貝正幸業務総括、普天間 淳技術総括
小島健太郎 河川港湾班主幹、太田為倫 道路整備班主任技師
小嶺観光産業課長 同席
- 12/26(月) 10:00 環境省 沖縄奄美自然環境事務所長 宇賀神智則氏 村長室
国立公園保護管理企画官 鈴木祥之氏 脱炭素企画官 白土太一氏
慶良間自然保護官事務所 服部恭也氏 他2人
表敬訪問 脱炭素化に取り組む自治体の伴走支援について
満喫プロジェクトに伴う施設整備(ビジターセンター)に係る情報交換
小嶺観光産業課長 同席
- 13:30 株式会社 沖縄ランドコンサルタント 村長室
取締役業務部長 松本氏 専務取締役 石川氏
水道広域化に係る土地の取得についての協議
観光観光課 上下水道係農水係 西元主事 同席
- 15:00 株式会社 JSJ 照木康訓氏 他2人 村長室
令和4年度 渡嘉敷村海域安全確保委託業務についての報告等
- 16:00 岩手大学地域防災研究センター客員教授 麦倉哲氏との面談 村長室

- 12/27(水) 11:40 沖縄県立博物館・美術館 第13回移動展in渡嘉敷島に伴う事業説明
主任学芸員 山本正昭氏、学芸員 宇佐美賢氏、学芸員 澤浦亮平氏
学芸員 澤浦亮平氏、大濱萌子氏 村長室
- 13:30 職員退職辞令交付式 令和4年仕事納め 庁舎2階大会議室
船舶課 那覇事務所長 田原守 総務課 税政係主事 山本奈波
- 12/31(土) 9:45 マリンライナーとかしき 令和4年最終航海 海神宮
11:50 フェリーとかしき 令和4年最終航海
- 令和5年
- 1/3(火) 13:00 生年祝者記念品贈呈 渡嘉敷区長 知念優氏 同伴
- 1/4(水) 8:30 人事異動発令
総務課主事 税政係 玉城由紀子
- 13:30 雇用通知
民生課 渡嘉敷村とかしき保育所 保育士 大城彩香
令和5年仕事始め 庁舎2階大会議室
- 1/5(木) 13:10 村道前岳線災害復旧工事入札 入札参加業者との意見交換会
・株式会社 田中工業 工事部部長 仲本大作氏
・座波建設株式会社 営業企画室 桃原雄大氏
- 13:30 渡嘉敷村商工会 表敬訪問 村長室
新垣徹 商工会会長 山城一正 副会長 普久原指導員 屋富祖由香
- 1/6(金) 消防出初式パレード式典 港広場
- 1/7(土) 12:00 令和5年渡嘉敷村「二十歳のつどい」 中央公民館
- 1/10(火) 15:30 Sunny Coral合同会社 池松氏との協議 自治会館
バイオマスと廃プラを混合して個体燃料化する(移動式)バイオマス
個体燃料製造のための調査研究について
- 16:00 令和5年度人事異動・採用に向けた事務調整 村長室
令和5年南部地区新年懇親会 欠席
- 1/11(火) 14:00 南部離島町村長議長連絡協議会 役員会 自治会館
15:00 令和4年度県議会「那覇市・南部離島選挙区」選出議員との行政懇談会沖
縄・自民党(仲村家治、新垣淑豊議員)、無所属(上原快佐議員)
立憲おきなわ(喜友名智子、崎山嗣幸議員)、
ていーだ平和ネット(比嘉京子議員)、日本共産党(渡久地修議員)
- 17:00 懇親会 自治会館
- 1/12(水) 11:00 株式会社おきなわフィナンシャルグループとの「包括的連携に関する
協定」合同締結式 沖縄銀行本店1階みらいおきなわ
(栗国村・伊江村・伊是名村・伊平屋村・北大東村・久米島町・渡嘉敷村・

名喜村・南大東村)

- 15:00 沖縄県町村会・沖縄県市長会 主催 那覇市
「市町村長研修会」、「令和5年年始会」 ロワジュールホテル
市町村長研修会 3階「龍宮」
・「沖縄のさらなる電気料金負担軽減策の必要性について」
沖縄県経済団体会議 議長 石嶺伝一郎氏
・「令和4年度市町村長研修会」
「まち再生の基本的な考え方と具体策
～現在あるものを活かしてまちの価値を高めていく～」
(株)アフタヌーンソサエティ 代表取締役 清水義次氏
- 17:00 令和5年年始会 ロワジュールホテル
- 1/13(金) 13:00 沖縄県立博物館・美術館 令和4年度 村中央公民館前
第13回移動展in渡嘉敷島 オープニングテープカット
- 1/16(月) 8:15 離島フェア2022絵画コンクール表彰式 他 渡嘉敷小中学校
離島フェア2022絵画コンクール最優秀賞 嶋岡さくらさん 体育館
- 1/17(火) 11:30 (株)JTB沖縄 村長表敬訪問 村長室
地域交流事業総括シニアマネージャー 加藤 誠氏
地域交流事業担当マネージャー 山城 栄氏
- 13:30 沖縄明治乳業株式会社 村長表敬訪問 村長室
沖縄明治乳業 「沖縄の子ども達をはっぴいに プロジェクト」
沖縄明治乳業株式会社 代表取締役社長 村田 紳氏
総務部総務課 係長 野々村綾子氏
- 18:00 新春渡嘉敷村経済団体講演会 渡嘉敷村商工会 村中央公民館
来賓あいさつ
講演会 テーマ「アフターコロナにおける経済振興、観光振興」
株式会社 ジェイシーシー 代表取締役会長 湊辺美紀氏
- 1/18(水) 10:00 沖縄電力那覇支店 村長表敬 村長室
支店長 喜納 篤 氏、配電サービスグループ長 新田 誠 氏
マネージャー大城 忠 氏
「災害時における相互連携に関する協定(案)について」
- 10:30 沖縄ダイハツ那覇営業所 村長表敬 村長室
所長 池田正人 氏 サービス部 仲里孝平氏
- 11:30 エクセル航空株式会社 沖縄支社長 越智 智之氏 村長表敬 村長室
- 13:30 一般財団法人 家電製品協会 村長表敬 村長室
指定法人業務センター長 事業協力室長 山崎利昭氏

- 専務理事 伊藤 章氏、センター長 相川 透氏
- 1 /19(木) 9:30 離島フェア2022 開会式 イーアス沖縄
テープカット、関係者挨拶、取材 イーアス沖縄豊崎 1 F
- 11:00 株式会社 南西建設 挨拶周り 糸満市西崎町
株式会社 西崎興業 挨拶周り 糸満市西崎町
株式会社 東信興建 挨拶回り 糸満市内にて
株式会社 東恩納組 挨拶周り 豊見城市
- 14:00 医療法人広和会 のはら小児科医院 南風原町
野原 薫氏 医院訪問 挨拶
- 16:00 離島フェア2022 イーアス沖縄
- 1 /20(金) 10:00 離島フェア2022 イーアス沖縄
- 16:00 防衛三文書改定を受けての小野功雄防衛施設局長との意見交換会
沖縄防衛局 小野功雄 局長、濱和彦 企画部長 那覇市
當山清彦 渡嘉敷村議会議長 同席
- 1 /21(土) 11:00 第43回渡嘉敷村駅伝競走大会 村内
- 1 /23(月) 9:30 令和4年度沖縄県町村会 村長視察研修～25日(水) 熊本県
熊本県 益城町 他 旧東海大学 阿蘇キャンパス
平成28年度熊本地震からの復旧・復興に向けた取り組み
益城町長 西村博則氏
- 1 /26(木) 栗国村新庁舎落成式典・見学会・祝賀会 栗国村
南部離島町村長議長連絡協議会定例会 栗国村新庁舎会議室
- 1 /30(月) 13:30 沖縄振興拡大会議 沖縄空手会館
※令和5年度沖縄振興特別推進交付金にかかる沖縄県と市町村間の
配分(案)について
※その他(国保の財政の現状について)
- 15:00 沖縄振興市町村協議会 沖縄空手会館
※令和5年度沖縄振興特別推進交付金にかかる市町村間の配分
(案)について
※その他(執行状況及び不用について)
- 1 /30(月) 10:10 庁議 庁舎2階大会議室
- 2 /2(木) 11:00 祝 慶良間諸島国立公園指定9周年記念イベント 村長室
3月5日(日)開催「第6回慶良間諸島全島一斉ビーチクリーン
&慶良間諸島体感アクティビティ」について
沖縄ツーリスト 取締役 地域連携実践部長 石坂彰啓氏
観光部OTSメンバーズラウンジチーフ 宮里裕子氏

- 2 / 3 (金) 9:10 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 村長表敬 村長室
古川 和理事長、漆畑あすみ 総務企画部総務企画課 総務係長
国立沖縄青少年交流の家 山里 望 所長
国立沖縄青少年交流の家 新里 勝 次長
- 2 / 6 (月) 14:00 南部市町村会 定例総会 自治会館4階 第2、第3会議室 自治会館
※ 選挙第1号、選挙第2号、選挙第3号、選挙第4号
※ 議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号
◎ 令和5年度沖縄振興拡大会議への要望事項について
◎ 令和5年度離島・過疎地域振興に関する要望事項について
18:00 懇親会
- 2 / 7 (火) 14:00 令和4年度 第4回南部広域行政組合理事会 南部総合福祉センター
南部総合福祉センター1階ホール
- 2 / 8 (水) 4:45 フェリーとかしきドック見送り 泊港
10:00 戸籍現地指導監査に伴う表敬 村長室
那覇地方法務局戸籍課 課長補佐 田中正幸氏
13:00 令和4年度渡嘉敷村職員採用試験審査 村長室
- 2 / 9 (木) 14:00 令和4年度 第2回南部広域市町村圏事務組合理事会 自治会館
- 2 / 11(土)～2 / 17(金) 自宅療養
- 2 / 20(月) 令和5年4月1日付け人事異動に伴う調整会議 村長室
副村長・総務課長
調整会議後、対象者へ事前説明
管理職及び課長昇格予定者。
幼稚園、保育所、那覇事務所異動対象者
- 2 / 22(水) 10:10 庁議・令和5年第1回渡嘉敷村議会3月定例会議案検討会議 2階大会議室
14:00 阿波連小学校創立記念駅伝大会応援激励 阿波連小学校
15:00 株式会社かなろあ 取締役 川島氏との土地活用について協議 村長室
総務課 土地係 多宇 同席
- 2 / 23(木) 10:30 當山議長との調整会議及び情報交換懇談 村長室
15:45 近畿大学西尾ゼミ 卒業ゼミ合宿「トークセッション」 2階大会議室
近畿大学 総合社会学部 西尾雄志教授
近畿大学社会学部学生10人
引率担当者 国立立山青少年自然の家 北見次長
- 2 / 24(金) 12:00 令和4年度国立沖縄青少年交流の家施設業務運営委員会
ロワジュールホテル

- 議題 1. 令和 4 年度教育事業等の実施状況について 那覇(那覇市)
- 議題 2. 令和 4 年度施設利用状況等について
- 議題 3. 令和 5 年度事業計画について
- 報告 開所50周年記念事業について 令和 6 年 2 月 8 日(木)予定
- 2 / 27 (月) 10:00 日本年金機構那覇年金事務所 表敬訪問 村長室
- ※令和 3 年度 沖縄プロジェクト取組結果報告
 沖縄県の国民年金制度の現状 ～沖縄県渡嘉敷～
 副所長 屋比久宏光氏、厚生年金適用調査課 又吉由紀子氏
- 10:30 おきなわフィナンシャルグループとの人材派遣についての協議 村長室
- ※令和 5 年度渡嘉敷村行政組織に伴う業務の効率化に伴う人材確保
 派遣・研修について。
 沖縄みらい元気応援室上席業務役伊志嶺氏、調査役島袋氏。
- 13:20 新糸満造船株式会社 営業部伊良部氏、中沼氏 村長表敬 村長室
- 3 / 1 (水) 10:00 令和 5 年度 4 月 1 日付け人事異動内示(通知) 村長室
- 3 / 2 (木) 10:30 渡嘉敷村社会福祉協議会との調整会議 村長室
- 運営、人材育成及び職員採用等について
 事務局長 安里、金城、比嘉 新垣民生課長、熊谷
- 11:30 渡嘉敷村観光大使 DJ SASA氏 表敬訪問 村長室
- 渡嘉敷区長との事務調整
- 15:00 日本放送協会 沖縄放送局 安座間記者 村長室
- 令和 5 年 3 月 28 日 渡嘉敷村白玉之塔慰霊祭について
- 3 / 3 (金) 16:00 沖縄旅客船協会理事会 船員会館
- 18:00 沖縄旅客船協会 懇親会 船員会館いかりや
- 3 / 4 (土) 18:00 2023 慶良間はひとつ ビーチクリーン前夜祭 あいさつ 青少年旅行村
- 3 / 5 (日) 11:30 2023 慶良間はひとつ ビーチクリーン あいさつ キャンプ場
- 14:30 衆議院議員 國場幸之助議員との連絡調整会議
- ※高速船買取 離島活性化事業
 ※村内における住宅確保について
- 3 / 6 (月) 9:00 琉球フィルハーモニック 村長表敬訪問 村長室
- 代表理事上原正弘氏、専務理事/事務局長 上原玲子氏
 新崎教育長、與那嶺主事
- 10:15 庁議・一般質問答弁書検討会議 2 階大会議室
- 16:15 国立沖縄青少年交流の家 山里所長、新里次長との連絡会議 村長室
- 令和 5 年 3 月 8 日 渡嘉敷村長 新里武広

○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、村長の施政方針を行います。

○ 新里武広村長

ハイサイ グスーヨー チュウウガナビラ。

令和5年度施政方針

1) はじめに

令和5年渡嘉敷村議会3月定例会の開会、令和5年度の当初予算案などの議案審議に先立ち、まず村政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

昨年の11月20日に、村長に就任してから3か月あまりが経過しました。

「村民一人一人が主人公 やさしさあふれる村づくり」をコンセプトに渡嘉敷村のさらなる発展、島の豊かな自然とこれまで先輩方が培ってきた歴史・文化を尊重し、その知恵と力を礎に渡嘉敷島の未来を創りたいとの思いの実現に向けて努めてまいります。

議員各位には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2) 行財政運営について

行財政運営においては令和5年3月に策定しました「渡嘉敷村第五次総合計画」を基本とし、時代に合わせた新たな本村の将来像の設定とその実現に資するため政策をまとめ、持続可能なむらづくりを進めるための新たな視点に立脚した行財政運営を進めてまいります。

財政基盤の強弱を示す本村の財政力指標は、0.10（令和3年度）となっており、県平均の0.39を下回り、自主財源確保は必要不可欠となっています。

人口減少や少子高齢化の進行、村民ニーズの多様化等により、財政状況の悪化が懸念される中、適切な行政運営や行政サービスの提供が求められています。資源が限られる中、ICTやAI等の導入による業務の効率化を図るとともに、全庁的な連携体制や関係機関等との連携体制を強化し、本村の現状や住民ニーズ等に柔軟に対応することができる体制づくりを進める必要があります。自治体運営の効率化や、住民サービスの向上を図るために組織改革とデジタル人材の育成を進めてまいります。

効果的・効率的な財産運営の推進については、PDCA（事業の評価）を徹底し一般財源による支出の優先順位を明確化、効率的な事業の見極めを実施、重点的配分を行ってまいります。財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し効果的・効率的な財産運営に努めてまいります。また、課税対象の的確な把握や、収納率の向上、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税への取り組みを強化し、自主財源の確保を図るとともに、国・県等の制度事業を積極的に活用しながら事業を展開していくとともに、村事業の進捗や成果を確認できる仕組みづ

くりに取り組み、健全で開かれた村政運営に努めてまいります。

3) 人財育成について

職場環境の充実や職員意識の改革、職員研修の充実などをすすめるとともに、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成、職員の資質の向上への取り組みの推進に努めてまいります。また、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の推進に向け、自治体DXを推進します。自治体DXを進めるにあたっては費用対効果等を検討したうえで必要に応じて行政手続等に対する村民の負担軽減をはじめ、デジタル技術を活用して業務の効率化を図り施策等新たな取り組みに注力できる環境を整えていきます。そのため村と包括的連携協定を結んだ、おきなわフィナンシャルグループからの専門的人材の派遣について協議しており、デジタル化による庁内業務の効率化を目指します。

4) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、沖縄県において、令和4年5月に新たな「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」が策定され、令和4年度から令和13年度までの10年間の計画がスタートしており、SDGsを取り入れた社会・経済・環境を基軸とした施策を展開し、沖縄振興に資する事業に取り組む内容となっています。

村においても、同計画に基づき、地域の振興に資する事業を実施してまいります。

令和5年度については、引き続き沖縄県による「離島住民等交通コスト負担軽減事業」による船舶運賃の低減、村が実施する事業として「観光総合推進事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」「自動車航送コスト負担軽減事業」など10事業を継続して行います。また、新規事業として、「渡嘉敷村防災体制強化事業」計画しています。

5) 沖縄離島活性化推進事業費補助金について

沖縄離島活性化推進事業費補助金については、厳しい自然的・社会的条件に置かれている沖縄県の離島市町村が、それぞれの地域の実情に応じて実施する、条件不利性の克服、地域の持続可能性の維持向上に向けた事業等を支援するために、国の直轄事業として平成29年3月に制定されています。

村においても、同補助金を令和4年度から活用し「新規就労者用定住住宅確保事業」を実施し、住宅建設に取り組んでいます。

令和5年度については、高速船の買取支援に伴う「離島航路安定化事業」、村外からの移住就労者を受入れるための「移住就労者用住宅確保事業」、中央公民館の建て替えに併せて、周辺施設等を一体的に整備するための「多目的総合施設建築事業」を計画し、事業採択に向けて要望しております。

6) 令和5年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、高齢化率が30%となり、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられます。

介護の担い手が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなってきました。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、配食サービスや介護予防事業、医療、介護機関が連携し包括的に支援する体制を整備してまいります。取り組みといたしましては、包括支援センターの機能を維持し、高齢者が在宅で自立した生活を維持できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動、生活習慣病の予防や重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築等、いわゆる地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターのデイサービスとショートステイをご利用いただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

そのほか、敬老会やカジマヤー祝いの開催、高齢者祝金の支給や老人クラブ連合会の活動支援など、高齢者の生きがいをづくりやコミュニティ活動を支援してまいります。

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第5期障がい者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障がい者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。

また、令和5年度は、令和6年度から始まる「第6期障がい者保健福祉計画」に向けての策定を行います。

(3) 妊娠・出産・子育て支援・子ども医療費助成について

妊娠・出産への支援については、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度、出産・子育て応援給付金を継続実施し、こども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続してまいります。

こども子育て支援については、「第2期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げ

る基本理念「子供の健やかな育ち・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実や母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保や支援が必要な児童などへのきめ細かな取り組みを推進してまいります。

また、待機児童を出さないよう保育士の安定確保や保育士の資質向上を図るための研修会等への参加を推奨し、「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供し、令和元年度に開始した「ファミリーサポート事業」を継続して、子育てを支援致します。

令和5年度は、令和6年度から始まる「第3期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、村民に対しニーズ調査を実施し、計画策定を行ってまいります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図り、子育てを支援してまいります。

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

予防接種については、定期予防接種に加え、季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施します。また、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を確保し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推進してまいります。

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

平成24年度から「島外での通院及び入院に係る船舶運賃の補助金交付要綱」に基づき、本島の医療機関で受診をする際の船舶運賃の補助を実施し、沖縄県が実施する「沖縄県離島患者等支援事業補助金交付要綱」に基づき、妊産健康診査及び産後一か月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院にも補助対象を拡充し、継続して村民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおいて介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持と健康寿命の延伸を図ってまいります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営の安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図る必要があります。それには、村民一人一人が健康への自覚と認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の未受診者対策、早期介入保健事業及び診療所と連携した生活習慣病重症化予防の取組や、後発医薬品の促進と併せて医療費の抑制に努めてまいります。

更に、保険税収納率の向上を図るため、未納者への電話連絡や臨戸訪問など、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営については、船舶が村民の移動や生活物資及び産業資材輸送を担う重要な航路であり、安定的な運航を確保することが最も重要だと考えております。

平成25年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した、離島航路安定化支援事業で「フェリーとかしき」買取り支援を受けたことにより、経営状況も好転しておりましたが、令和元年12月の新造高速船の就航により、年間1億4千万円程のリース料の負担が発生し、大幅な赤字運営となっております。国や県に支援を求めながらの運営状況であり、経費節減の取り組みが求められております。

節減に繋がる船舶燃料の調達に当たっては、令和2年度分から、一般競争入札により調達し経費節減に努めています。収益については、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度・3年度においては大幅な減収となっておりますが、令和4年度においては、令和元年度を基準として、利用者が7割程度まで回復しております。しかしながら、昨今の社会情勢による燃料費の高騰、円安等により厳しい運営状況が続いています。

このため、例年繁忙期に行っていた高速船の3便運航を、昨年度よりゴールデンウィーク期間中の3便運航、7月・8月においては、週末のみ3便運航、また、航海速力を抑えることにより燃料消費の削減等、更なる運航経費の節減に今後も取り組んでまいります。

本村の脆弱な財政基盤においては、その財源確保に苦慮しているところではありますが、令和5年度においては、先述のとおり「沖縄離島活性化推進事業費補助金」を活用して、高速船買取について要望しております。今後とも安定的かつ効率的な運航形態を維持す

ることができる航路事業運営のため、努力してまいりますので、村民のご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、事業者との連携を図り、引き続き支援策を講じてまいります。

(3) 通信について

携帯電話等移動通信用施設及び光通信については、今後も安定した通信環境が維持できるよう、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、施設の長寿命化、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

現在、ごみ処理施設の維持に多額の費用が必要であることから、将来のごみ処理の在り方について、可燃ごみを「那覇・南風原クリーンセンター」で処理する委託業務を計画し、両市町との協議を実施してまいります。

また、国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として制定しており、今後も継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

滞留していた廃家電の処理については、一般財団法人 家電製品協会が行う「離島対策事業協力助成金」を活用し搬出が進んでおります。今後も定期的に搬出作業を実施するとともに、その他の廃タイヤやスクラップ等の搬出も計画してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、施設の経年劣化に伴い、ランニングコストの増大で、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされているのが現状であります。

沖縄県においては、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、水道広域化に取り組んでおり、本村においても計画に基づき、沖縄県企業局による施設整備が進められております。

これと並行して、村では管路の耐震化を図るため送配水管の布設工事を順次実施する

こととしており、令和4年度において阿波連地区の設計及び渡嘉志久地区の布設工事、これに伴う給水管工事を計画しておりましたが、布設工事については、入札不調により実施できておりません。

入札不調については、他の工事も同様の事態となっておりますので、原因の究明及び対策を検討してまいります。

また、令和6年度の地方公営企業法適用化に向け、令和4年度から財務会計システムの改修、例規整備、固定資産税整理を実施しており、令和5年度も引き続き実施してまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から29年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度のストックマネジメント計画に基づき、令和5年度は自動微細目スクリーン槽の改築更新工事及び吸気・排気ファンの改築更新工事を計画しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和元年度から令和2年度にかけて、渡嘉敷区に2階建て4戸の建設を予定しておりましたが、入札不調により建設できておりません。

令和5年度は、先述のとおり「沖縄離島活性化推進事業費補助金」を活用した移住就労者用住宅の整備を計画しており、その建築状況や、令和4年度に完成した木造職員住宅の成果を踏まえ、一般入居の木造賃貸住宅の建設についても、検討してまいります。

(5) 消防防災・救急救助対策等について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、消防防災業務や救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

更には地域防災計画の見直しにより、災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を年次的に行ってきました。引き続き必要な物品の調達を進めていきます。

また、令和3年度に策定した「渡嘉敷村国土強靱化計画」に基づき、防災・減災に取り組んでまいります。

平成24年度に整備したデジタル化に対応した防災行政無線については、現状の多様化する情報伝達手段等に対応するため、令和5年度に防災体制強化事業を実施し機能強化を行い、防災体制の向上を図ります。

未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、地域の安心・安全を守る消防団の果たす役割は、益々厳しさを増しております。

条例定数の40名の団員数には達しておりませんが、安心安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

島への入域客数は、新型コロナウイルスによる影響で大きく落ち込んでおりましたが、ワクチン接種や感染症対策の実施により、徐々に回復していると認識しております。

村では、令和2年度から令和4年度にかけて、国の新型コロナウイルス対策交付金と村の財源をねん出し、村民や事業者への感染防止対策や事業継続支援を実施してまいりました。

感染が完全に収束してはおりませんが、令和5年5月に感染症法上の分類が5類相当に引き下げられることにより、入域客数のさらなる回復が期待できると考えております。

村としては、「渡嘉敷村観光振興計画」を基本としておりますが、これまでの新型コロナウイルスにより受けた影響を考慮した取り組みを行ってまいります。

観光産業のもつ流動的な特質から、安定的な集客を図るには、地域特性を生かした観光メニューの創出、差別化が必要であると考えます。

令和5年度においても、一括交付金を活用し観光協会と連携した新たな観光ニーズに対応するため、閑散期と言われている冬場の観光メニューの創出、SNSを活用した観光PR、受け入れ態勢の充実・強化を図ってまいります。

3年にわたり中止した、「とかしき祭り」、延期した「第16回とかしきマラソン」については、実施を前提とした検討を行います。

エコツーリズムの推進については、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けて以降作業が停滞し、本格的な運用に至っていないことは周知のとおりであります。

平成26年度に座間味村と協働して、慶良間地域の「自然環境の保全」と「観光資源の活用」を盛り込んだ利用ルーツを策定しておりますが、それを運用するための関係条例制定作業が進んでいないことから、渡嘉敷・座間味両村のサンゴ保全利用部会の組織体制づくりに向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

本村を含む慶良間諸島が、国立公園の指定を受けたのは、陸域から海域にかけて、多様な生態系を有することが、高く評価されてのこととあります。

自然環境の保全と観光資源としての活用のバランスをとることについて、エコツーリズム推進協議会の活動を促してまいります。

(2) 農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、引き続き有機肥料購入費補助を継続実施してまいります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、活用していただけるよう努めてまいります。

今後も、観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罾の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、外来イノシシの根絶に向けて取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており令和5年度以降も協力して取り組んでまいります。

(3) 水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業にかかる作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業において不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和2年度から改修工事に着手しており、令和4年度は、第2防波堤31mの機能保全工事と、老朽化した東屋の撤去を実施いたしました。

今後は、漁港内の浮棧橋の補修等を計画してまいります。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を促してまいります。

また、マグロジャーキーや佃煮などは、人気の高いお土産品となっており、新しい加工施設が完成し、安定的な生産体制の維持・向上が図れるものと考えています。

今後は、老朽化した製氷施設や冷凍施設などの改修についても、早期に協議していきたいと考えております。

また、鮮魚等の海上輸送経費の支援を継続してまいります。

(4) 林業の振興について

整備した林道については、付帯施設を含めた適正な維持管理を行い、造林事業や森林の持つ機能の有効的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持、将来に向けた森林財産の整備に努めてまいります。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

5. 生活基盤の整備

(1) 村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業については、令和4年度完了予定で取り組んでまいりましたが、入札不調により完了できませんでした。引き続き令和5年度の開通に向けて取り組んでまいります。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を計画的実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。

(2) 港湾・河川・海岸について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策については、沖縄県の調査検討結果の住民説明会後、内容について様々な視点から検証を加えるよう沖縄県に要望を行っている状況であり、1日も早い渡嘉敷港湾整備に向け進めてまいります。

渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、防災の観点から河床の土砂撤去、護岸の嵩上げ等を沖縄県に強く要望、働きかけを行ってまいります。

6. 教育行政について

本村においては、基礎学力の向上を推進するため、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会や文化的事業への派遣など、離島の小規模、少人数学級にあっても教育の機会と、教育水準の向上を図るため、これらの事業を継続支援してまいります。

将来の関係人口にもつながる民間事業者による「島体験留学」については、教育の質の向上等に繋げることができるよう支援してまいります。

高校を卒業し、大学・専門学校等への進学を望む村出身者に対する支援実現に向けては、離島・過疎地域振興に関する要望事項として引き続き沖縄県に要望してまいります。

社会教育においては、これまで公民館や学校施設を活用した各種文化芸能サークルやスポーツサークル活動が行われていました。しかし、コロナ禍で活動が思い通りに活動することが出来ずにいましたが、村民の学習活動を支援し、学習の成果をむらづくり・人づくりに活かす生涯学習社会の実現のために、渡嘉敷村文化祭の継続・発展と、国立沖縄青少年交流の家との連携強化を図ってまいります。

なお、国立沖縄青少年交流の家開所50周年に際し50年の歴史を振り返る機会として記念事業が予定されておりますので村としても協力して取り組んでいきます。

平和教育や文化財保護については、本村の貴重な歴史資産を後世へ伝承していけるよ

うにするとともに、平和を守る活動を渡嘉敷島から発信できるよう取り組んでいくと同時に「渡嘉敷村文化協会」の設立に向けて取り組んでまいります。

学校給食については、成長期にある園児や児童・生徒の健康の保持増進と、健全な発育に大きな役割を果たしていることから、栄養バランスのとれた、安心・安全な給食の提供と、施設管理や食中毒防止等、徹底した衛生管理に努めてまいります。

幼稚園の給食実施についても、引き続き実施に向けて取り組んでいくとともに、県知事公約の予算を活用する給食費の無償化に向けて取り組んでまいります。

教育行政は学校教育のみならず、教育の基本三本柱（学校教育・社会教育・家庭教育）の充実により幅広い年代層を対象とした多岐にわたる事業を展開していくことから、積極的な村民の参画と、学校、家庭、地域、行政の緊密な連携のもと、教育行政を推進してまいります。

7) 予算について

令和5年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する本年度の各会計の予算については、本議会に提案しておりますとおりでございます。

提案しております予算の執行に当たっては、PDCAシートの活用により最小の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の計画的かつ効率的な運営を図り、住民福祉と生活の向上にむけ、なお一層努力してまいる所存であります。

ここに、村議会をはじめ、村民の皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針といたします。

イッペーニヘーデービル。

令和5年3月8日 渡嘉敷村長 新里 武広

○ 當山清彦議長

これにて施政方針を終わります。

休憩します。

再開します。

日程第6、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内とします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。

順次発言を許します。

はじめに、2番座間味満議員議員の発言を許します。

○ 2番 座間味満議員

先ほど村長の施政方針報告がありましたけど、ぜひこれから4か年間共に頑張って素晴らしい島づくりができるようにお互い頑張りましょう。

それでは、一般質問通告書のとおり一般質問をさせていただきます。まず最初に、我手刈の公園についてなんですが、我手刈は土地改良したときに、おそらく一緒につくった公園だと思うんですが、この前確認しに行ったら、草刈りはしてきれいになっているんだけど、何を植える予定なのか、村長にお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えいたします。当該公園の植栽にかんしましては、サンダンカ70本を現時点で植栽を実施しております。

○ 2番 座間味満議員

これは課長も植栽は終わったということで理解してよろしいでしょうか。

○ 小嶺国土観光産業課長

本年度の計画は70本で終了ですが、今後も事業を継続していく予定ですので、今後も植栽は計画していく予定となっております。

○ 2番 座間味満議員

これから植栽は毎年やるという理解でよろしいでしょうか。

○ 小嶺国土観光産業課長

ある程度の植栽が終わったら、その後は植栽自体はなくなるとは思いますが、次年度も予定はしております。

○ 2番 座間味満議員

次年度も予定しているということですが、ぜひつくったからにはお金が無駄にならないような予算の使い方をぜひ実施してもらいたいと思いますので、できなかつたらできなくて、まだあと2年あと生えてきませんでは、今の答弁に関しては言えないと思いますので、ぜひ継続的にやってもらいたいと思います。

②の質問も一緒なんですけど、定期的に草刈りができるのか、維持管理ですね、それをお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えします。公園の草刈り等に関しましては、一括交付金を活用した事業として計画しておりますので、今後も定期的な除草作業を行います。

○ 2番 座間味満議員

課長、予定としては年に何回予定しているのか。それとも年に何回じゃなくて、生えた時期ごとに草刈りをやるのか、そのへんをお伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

すみません、具体的な草刈りの回数については手元に資料がないので、後ほど調べてお答えしてよろしいでしょうか。

○ 2番 座間味満議員

手元に資料がないということですので、後で調べてもらって報告をお願いしたいと思

ます。

それと、③なんですけど、公園内に子どもたちが自転車で行く可能性があるが危険だと思います。実際、子どもたちが自転車に入ったという話をお伺いしているんですが、入口のほうですね、あそこ側溝がだいぶ、川というんですかね、側溝がだいぶ深いですから非常に危険な状態にあると思うんですよ。自転車が入れないように鎖をかけて対策が必要だと思うんですけど、これはフェリーバースのところにある鎖をかけたのがありますよね。こういった簡易的なもので構いませんので、これはやる予定なのか。やるとしたら何月までにやるというふうな計画はありますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

ご質問にお答えいたします。入口の自転車が入って危険ということに関しましては、申し訳ないんですが、質問がきてから検討を開始しております。鍵をかけるというのを課内で検討したんですが、入口にチェーンをかけてしまうと一般の方も立入禁止というふうに考えて、利用に影響が出るというふうに考えてますので、別に自転車の進入ができないような対策ができないかを今後検討していきたいと考えております。

○ 2番 座間味満議員

確におっしゃるとおり、距離的にもそんなに遠いところではありませんので、村民が行って鎖かけられてるから入れないというふうなのは村民が十分に理解できるような考えで行政として執行部としてはちゃんとやるようお願いしたいと思っておりますので、ぜひ早めにやってください。

続きまして、2番なんですけど道路整備について。村内の道路整備がよくないと思いますが、村長は現状を回ったかどうかかわからないんですが、村道全体的にどのようなお考えなのかお聞きします。

○ 新里武広村長

ただいまの座間味満議員の質問にお答えいたします。村道阿波連線等含めた渡嘉敷、阿波連の部落内線を見て回っております。部落内線におきましては、かなりアスファルトが剥がれた状況。例えば診療所の前だったりとか、渡嘉敷のアパートの前とか、かなり状況が悪いのを確認しております。ですので計画的にアスファルト舗装ができないか今後検討して計画していきたいと考えております。そのためには、きちんとした調査を行う必要がありますので、調査結果に基づいて、今後、すぐ1年で全部できることではありませぬので、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○ 2番 座間味満議員

村長、計画的にと言いますけど、実際に計画は立てているんですか。

○ 新里武広村長

まだ計画は立てておりませぬ。まずは調査して、村の一般財源でもって整備、改修なりするのはかなり費用もかかることですから、つかえる国、県の予算がないかも検討した上

でどういったかたちの予算でもって対処していくか、これから検討していきたいというふうに考えております。

例えば社会資本整備総合交付金が活用できるかどうか、あるいはまた一括交付金が活用できるかどうか、このへんもこれから県と、あるいは国とも調整してまいりたいというふうに考えております。現時点では計画はありません。

○ 2番 座間味満議員

これはですね計画はありませんと、計画しますという返答だったんですけど、実際に今はないかもしれませんが、早めに計画して実施できるように。今年度の予算で道路メンテナンス予算が上がっていますよね。これは道路整備とは関係はないですか。

○ 新里武広村長

道路メンテナンスについては対象が橋梁となっております。ボックスカルバートとかですね、そういったのが対象となっておりますので、道路の舗装等については今回は対象になってないということでございます。

○ 2番 座間味満議員

村長、ただいまの答弁なんですけど、道路メンテナンス、要するにカルバートの補修と。これは去年から上がっていますよね、予算ね。結局去年もできない。今年もまた予算に上げると。もうちょっとははっきりしたつかい方、できなかつたらじゃあどこを優先的にもっていくのか。そういう工夫も必要じゃないかと思えますけど、村長はどのようにお考えですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

本年度につきましては、本村の予算では計上しておりますが、沖縄県と調整して補助事業で採択されないということになっておりますので実施していないと。次年度についても要望は上げていますので、これから県と協議して実施するかどうかは決定してくるということになります。

○ 2番 座間味満議員

おかしいんじゃないですか。予算は上げてるのに、これから県と協議して県から補助金がもらえるのか。これ考えてみたら私の理解なんですけれど、去年もボックスカルバート4か所ぐらいですよ。全然、1件もできなかつたと。じゃあ今年も予算上げて、県と調整して、またできなかつたらまた予算を流すということになるわけですか、お伺いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

今年度も実際採択されないと実施はできないというかたちになると思います。

○ 2番 座間味満議員

採択されないととおっしゃいますけれど、実際に県と出向いて話をしたことがあるのか。それともこれから行って採択できるのか、調整してくるのか、そのへんお願いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

事業の採択につきましては、年間でヒヤリングは沖縄県とございますので、そこで協議しての決定というかたちになっていると理解しています。ただ、申し訳ありません、前年度何月にヒヤリングを行っているということにつきましては、資料を今手元にないので、すみません、こちらも後で確認してご報告させていただきます。

○ 2番 座間味満議員

今把握していないということですよ、課長。ただ予算を上げてハイハイして上げてくるよりもちゃんと調整しながらやるというのが予算を上げてくるのは筋だと思いますので、そのへんぜひ前向きに考えて早めに行って検討してもらいたいと思います。

今現在アスファルトで一部修繕はされているんですけど、結局そのまま置いておそらくアスファルトをひくときには、温度、私の記憶なんですけど110℃以上じゃないとまた絶対剥げてきますよ。一部空いたところにただアスファルトを埋めてタンパーで衝いてやっていると。焼き付けもやっちはいるんですけど、これでまた同じ結果になると思いますので、金の無駄遣いなどところもあるんじゃないかと思いますので、これも含めて検討をお願いしたいと思います。

それでは、2番なんですけど、これもだいたい似てはいるんですけど、学校前から役場前まで県道ですよ。そのへん村長もご存じだと思うんですが、前はクリーンセンターまで電力がみんな張り替えしてもらったわけですよ。県道は学校までなんですけど、非常に村としても助かっているような状況があったんですが、今実際見て、学校前から役場前までの道路はあまり良くないと。そして雨が降るとドブの臭いがすると。おそらくこれは昔のあれが通っていると思いますよ。排水のあれといいますかね、なんていうんですか、ドブ、トイレのあれがまだ繋がっていると思うんですよ。そのへんについて村長はどのようにお考えなのかお伺いします。

○ 新里武広村長

県道におきましては、これは光ファイバーをNTTさんが引くときに学校前から、NTTのボックスがありますよね、そこまでは舗装しております。その時に各家庭で引いておりました下水道の管についても一部撤去したり修繕等して今の状況になってはいるんですけど、その逆ルート、港から役場前の一方通行については、その時にこれはNTTさんがやったんですけど、その時に県のほうにもこちら側、片一方を要求していた経緯はあります。ですがなかなか対応してもらえなかったというのが現状です。

しかしながらですね、これは何度か南部土木事務所のほうにはこちらの舗装もお願いしていますということをお願いしてまいりましたが、なかなか進捗しないものですから、去年令和4年8月、沖縄県知事が渡嘉敷村のほうに行政視察ということで予定が立てられておりました。その際に沖縄県に対し県道186号線の舗装についても要望書の中の一環として組み込んでおりましたが、実際は玉城デニー知事の視察自体が実現しておりません。

私どもまだ南部土木事務所監理班のほうには足を運んでおりませんので、今後この舗装

実現に向けて県のほうにもお願い、あと南部土木事務所にもお願いしてまいりたいと思います。

ただ、いろいろ考えられるのが、ここを舗装するにあたって仮設道路、切り回し道路の問題がいくつかありましたので、私の考えといたしましては、村道阿波連線をぜひ今年度に通して、その後こちらの県の186号線の舗装について県と協議していきたいというふうに考えております。

○ 2番 座間味満議員

村長、県道阿波連線改良工事、もう何か年なりますか。村長も一次担当になったことがありますよね。これが繋がってからじゃあこの前の村道をやると言ったらもうおそらく早くても5年後ぐらいになるんじゃないかと。ただ一回行って南部土木事務所に行って断れたと。また行く必要があると思いますよ。確かに去年、県知事が来る予定だったんですけど、都合によって来られなくなったと。これは私も分かります。だから一回断られたからじゃなくて、またぜひ行って話し合いをするようにしてうまく県と調整ができて、あれに関しては村道阿波連線は関係ありませんよ。こっちの役場前から学校まで一方通行にして信号機付ければどうにかこうにか僕はできると思いますので、そのへんも兼ねて早めに県と調整して早めにできるように、令和5年度でできるように。

それでは、最後になりますけど、3番の区長の事務所の件についてなんですけど、前回からずっと3回ぐらい一般質問に出しているんですけど、どこに置くとかいう答弁はもらったことあるんですが、実際に実現できていないと。村長に、この事務所を置くことは可能なのか伺います。

○ 新里武広村長

私が村長に就任してから、この事務所の件について区長と話し合う機会がありませんでした。ただ、先週、区長が役場に来られた際に区長とお話することができましたので、その時は、今現状としては、公民館の一部屋に書類等を置いていますということでしたので、じゃあ場所がきちんと確定するまでは継続して公民館の一部屋に書類を置いてそちらを利用して下さいというふうに調整して、担当課教育委員会とも調整は済んでおります。

今後はですね、先ほど施政方針でもお話しました中央公民館の建て替えにあわせて周辺施設等を一体的に整備するための多目的総合施設建築事業を計画してまいりますので、採択に向けて区長の事務所もひとつ入れていくように調整したいというふうに区長のほうにはお話ししてあります。

○ 2番 座間味満議員

じゃあこれ現在としては、今の公民館を確かに区の定款では事務所を公民館の2階に置くというふうにうたってあるわけですよ。じゃあ区長には、前に会った時に、当分はここを利用していいというふうな承諾をしたわけですか。区長はじゃあこれからずっとここを利用していいということになったわけですね、分かりました。この前も区長からそういう

話があったものですから一般質問に出したわけですがけれども、ぜひ、行政側も部落行事に関しても協力しながらやっていただきたいと思いますので、ひとつこれからも部落の行事にもご協力いただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ご答弁ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで2番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に、3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ 3番 玉城保弘議員

それでは通告書にしたがって質問いたします。まず1番、有害鳥獣対策についてということです。村長も施政方針の中でこの外来種については令和5年度も引き続き環境省の交付金を利用して捕獲を行うとおっしゃっていました。約10年余りですか、数多く議員がこの外来種については質問をしております。今回お聞きしたいのは、今現在、捕獲した後の処理の仕方なんです。今完全に交付金を受けているということもあって捨てている、穴を掘って埋めているということですがけれども、10年余り経ちますと少しずつ村民の考え方も変わってまいりまして、やっぱりもったいないと、何とか加工できないかという声も出始めております。もちろん農業被害がこれだけあったわけですから、農業従事者の一番理解が必要かと思えますけれども、加工したり商品にしたりという今後の計画についてできるものなのか、村長のお考えをお聞きします。

○ 新里武広村長

玉城保弘議員の質問にお答えいたします。イノシシ等の駆除は渡嘉敷村鳥獣被害防止計画に基づき実施しており、この計画では捕獲等をした対象、イノシシなんですが、処置方法を現在のところは自家消費及び埋設処理としてしております。商品化の計画は現時点では計画しておりません。この鳥獣の肉を処理して商品として流通させるということに関しましては、このイノシシが出始めて駆除する、捕獲して駆除する際に何年か前にもどうにか有効的に活用できないものか、処理施設の建設についてもいろいろ協議しました。しかしながらなかなか規制が高くてクリアすることがあの当時はできませんでした。それがあって現在に至っております。

今、玉城議員がおっしゃるとおり10年前と今とでは人の考えも捕獲する方の考えもいろいろ変わってきて、あるいは村内の食堂等を含めた事業者等の皆さんも、命をどうにか有効的につかうことはできないかというお話が多々聞こえてきております。それに向けては再度、沖縄県、関係機関と調整をして有効的に処理、有効的にイノシシの肉が利用できないかいろいろ勉強させてもらえればと思っております。

また、沖縄県議の方には、そういったイノシシ等の肉の処理等についてかなり知識のある県議の方もいらっしゃいますので、その方とも少しいろいろアドバイスをもらいながら進めていくことができれば、渡嘉敷の新たなブランド品としてできるものではないだろう

かというふうに考えておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○ 3番 玉城保弘議員

村長とは前々からこのイノシシ問題の件、どういうふうにやっていこうかということは常々お話したことがありますので、だいたい私がどう思っているかもご存じだと思っております。もちろん今、加工の話も出ましたので、加工専用車ということで車も出ているわけです。この車で移動して加工できるというようなこともできます。今、ましてやジビエの料理等もだんだん人気が出てきているわけです。私のところにも今2事業者の方が加工したいと申し出もあります。実際にやる方も今、オッカーが出れば準備をしたいということも考えておりますので、ぜひですね、駆除、環境省の交付金をつかうまではまだできないわけですから、駆除しながらあと利用をしっかりと考えていただいて、一番大事なのは農業被害者の理解だと思っておりますので、このへんもしっかりフォローしながら、ぜひ前向きに考えていただけたらと思います。

次の質問に移ります。定期船についてということですが、2月、3月フェリーがドッグ入りということもあって高速船のみということですが、この冬場の時化、やはり欠航が多くなるということがありました。まずお聞きしたいのが、定期船の欠航の判断する、そして決定するという流れをどういったかたちで決められているのか、まずお聞きいたします。

○ 新里武広村長

玉城議員の質問にお答えいたします。定期船の欠航の判断、決定はどう決めているかということなんですが、まず、渡嘉敷事務所、那覇事務所に職員がいらっしゃいます。その方は7時頃には出勤しております。船長のほうもおよそ7時ぐらいには船に出勤しております。そして、そこで荒天時については気象庁、あるいは実際に那覇ですと泊大橋等に7時から7時半頃船長の皆さんは上って海の状況を確認すると。渡嘉敷側におきましては当然渡嘉敷から見える海の状況、あとは静穏度があまり良くないものですから静穏度を確認した上で7時半ぐらいにはお互いの協議が始まります。最終的には当然こちらの事務所からの情報を投げた上で、それを総合的に船長、フェリー、高速船の船長が状況を総合的にまとめて、あと気象庁、沖縄气象台等の予報等も確認した上で運航については決定している状況です。その時間が7時30分から7時40分の間に決定はされるということになっております。

○ 3番 玉城保弘議員

次にいく前に少し、どういったかたちで決めているのかというのが気になりまして、運航管理者というのは、最終的決定するというのではなく、まず船長が決定する、相談をする、最後に運航管理者とは違いますか、まったく違いますか？

○ 新里武広村長

失礼しました。ちょっと足りませんでした説明が。当然、運航管理者のほうで決定するというようになっております。運航管理者は那覇事務所、あるいは渡嘉敷事務所にもいますので、そこで決定すると。最終的には船長が決定しますということでございます。

○ 3番 玉城保弘議員

最終的には、もちろん船長が運航するかしないかと、もちろん船長によっても多少は変わるということもあり得るということですね。

それを踏まえて2番にいきます。現在、午前8時に運航するかしないかというような放送が流れます。そしてメール等もだいたい8時頃。7時半に決定は可能かということなんですけれど、7時半というのはいろんな方がいらっしやいまして、例えば那覇市内から定期船に乗られる方は決定してから動いても大丈夫なんです。市外の方だと間に合わないわけです。ですから移動中に欠航かどうかというのは聞くということです。

もう一つが、船員にとっても早ければ早いほど決定していただければ動けるのかなということもあります。7時半決定というのは厳しいですか。

○ 新里武広村長

一番悩むのが海上の状況ではあります。判断にかなり時間を要する時があります。本当に大時化であれば7時半にすぐ決定できるんですけど、こちらとしてはどうにか運航できないかと悩んだ時は、これが7時半の予定が7時45分、15分ぐらいずれての決定となることが多々あります。ですので7時半に決定というのは打ち出してはいたませんが、早めに決定することができれば7時半に決定して、あと放送起案であったりとか、インターネットの更新が出てきますので、どうしても10分ないし15分はかかるということになっております。

この件については、両船長ともいろいろ話して、明日の天候がちょっと怪しければ計画的欠航ということも可能かなということで、いろいろ協議してまいりましたが、計画的欠航も明日の天気の前予想があまり良くないから既に欠航ということも考えたんですけど、日によっては、いや船通せるよということもありますので、当日にしか決定はしないというふうになっております。

○ 3番 玉城保弘議員

因みに、隣の座間味村、私の情報では7時半には決定しているという情報ももらっております。隣の島でできてということは申し上げるつもりはありませんけれども、早ければ早いほどいいわけですね。どうでしょう、私ども今日は、7時半もしくは例えば7時40分とかでも返事いただきたかったわけですけども、じゃあ半に会議を開くのであれば7時40分は可能じゃないですか。

○ 新里武広村長

実際に7時半過ぎには決定しておりますので、あとは住民等に広報、告知がちょっとずれているということですので、決定が確定したら早めにホームページに載せる、あるいは放送で流すというのは私たち努力してまいりたいと思っております。この問題については、先日名護から来るお客さんがいまして、どうしても7時半でも遅いぐらいですよというお話もいただいておりますので、早めに住民あるいは観光客にその状況をお知らせできるよ

うに船舶課内で少し協議して、1分でも早く放送等ができるように努力してまいりたいと思います。

○ 3番 玉城保弘議員

ぜひ、よろしく願いいたします。あくまで村民、観光客もありますけれども、そして船員等も早くなることで助かるということですので、ぜひ早めの決定して、まずは1回早め早めに周知をしていただいて、だんだん慣れてきたらまた正式なことも言えるかと思えますので、まずは一度決定を早めるという行動でお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、4番金城渉議員の発言を許します。

○ 4番 金城渉議員

質問させていただきます。1番、行政監査というのは観光協会に対しての行政監査なのでちょっと補足します。1番、12月の定例会で村長のほうが観光協会に対して外部監査の必要性を強調していました。今後の外部監査の日程などはどうなっていますかということです。

○ 新里武広村長

金城渉議員の質問にお答えいたします。令和5年2月10日付け監査委員から財政支援団体、観光協会ですね、団体等の監査の結果の報告が執行部にありました。私のほうにありました。是正改善すべき事項について資料等の提出が足りなかったものですから、おそらくこれは再度資料の要求が求められておりますので、担当課から協会のほうへは2月13日付けで足りない資料について提出してくださいというふうに通知がされております。その結果まだ資料が出されていない、まだ監査されていないという状況がありましたので、資料の提出があり次第、監査委員へ報告し協議してまいりたいと思います。その中で、村の監査はきちんと監査はされていると。それで問題がなければ外部監査は必要ないものと考えております。

これは何に基づいてやっているかといいますと、渡嘉敷村の監査委員監査基準というのがあります。これの第13条、監査専門委員、外部監査委員との連携というのがうたわれております。これは議会の事務局のほうに監査の事務局がありますので、そちらのほうに控えがあります。その13条の中に、監査委員は必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調整させることができると。2、監査委員は監査等の実施にあたり効率的かつ効果的に実施することができるよう監査専門委員、外部監査委員等との連携を図るものとされておりますので、こちらの監査委員が問題なければ外部監査委員にお願いすることもな

いということになっております。

○ 4番 金城渉議員

まだ実際、村内の監査は終了していないということですか。うちとしては僕も観光協会の当事者なんですけれども、全て終わったつもりでいたんですけれども、監査委員ともこの間雑談したんですけれども、特に問題ないということで終わったと。これはまた監査委員とは別に村長個人的な監査ですか。再度確認しますよ。監査委員はまだ監査を終了していないということでもいいですか。

○ 新里武広村長

そういうことでございます。未提出の書類が今月の30日までに監査委員に提出してくださいということがありましたので、監査委員はまだそれは見ていないと思います。内容的には改善、是正そういったものが、これは観光協会のほうには通知は、うちの観光産業課のほうから行ってはいると思います。

○ 4番 金城渉議員

今おっしゃった資料は僕も目を通したんですけれども、あれで監査の終了で、是正勧告というか是正を促すような内容だったので、終了した後の資料だと僕は理解しているんですけれども、まだ監査途中ということで。そうでしたら、この質問は今やるべきじゃないですね。まだ途中経過ということで一旦これは取り下げるというか、この時点で一旦は置いておきましょう。僕の方で理解不足なのか、監査を終了していないのにこういう質問はできませんよね、村長どうですか。

○ 新里武広村長

金城議員がおっしゃっているとおり、再度、いろいろ是正点とか、資料が要求されておりますので、それを監査委員が確認した後に、また私たちのほうに監査意見書として提出されますので、その意見書が上がってこないと外部監査が必要なかどうかというのはこちらのほうでは判断できませんので、監査委員がきちんと監査した上で私たちと協議して進めてまいりたいというふうに思っております。ですので資料を監査委員がきちんと見た上で金城議員の質問には再度お答えできるのかなと。いつ外部監査の日程はどうなっているのかということになっておりますので、現時点ではまだ決定しておりませんし、必要ないものかもしれませんので、あるいは必要あるかは、これから監査委員の意見書でもって確認していきたいと思っております。

○ 4番 金城渉議員

分かりました、途中ということで継続して監査を受けたいと思います。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城渉議員

2番、高速船運航所要時間の村の公式のホームページにも35分～45分のばらつきがあるんですね。そこを本来35分と僕は理解しているんですけども、どのような条件が揃えば35分運航の正常運用に戻せるのか。そのへん村長の今後のお考えをご質問したいと思います。

○ 山城淳船舶課長

ご質問にお答えします。議員ご質問のとおりホームページ等35分という表示と、あと40分という表示にばらつきがございます。現在、経済速力運航をしております約片道45分の所要時間となっております。所要時間が35分なのか40分なのかというご質問でございますが、通常運航であれば現在40分になると考えております。

○ 4番 金城渉議員

35分が正しい運航時間じゃないですか。

○ 新里武広村長

当初、この高速船が来た時には所要時間を35分と定めていますと。初代のマリンライナーがそうでした。2代目のマリンライナーについては、仕様書上は35分とうたわれておりましたが、実際、現在のマリンライナーにつきましては、速力がそこまで出なかったということもありまして35分の表示は違っていると、これを何度か協議はしてまいりましたけど、35分の表示をなかなか訂正することができませんでした。これはずっと課題ではあったんですけど、今回ホームページ等にも35分、先ほど船舶課長がお話したとおり35分では渡嘉敷までこれません、あるいは那覇まで行けませんというのがありましたので、このへんを訂正しなければいけないということで、今回はホームページ、令和5年度予算計上しておりますので、それを機会に40分に改めようというふうに私たちは思っております。

それであと、現在の軽油等の高騰等もあって、先ほど施政方針でもお話いたしました減速で現在走っているところです。通常速力31ノットで走っているときに約37分余りかかると。現在28ノットに減速して走っておりますので、実際かかる時間としては41分ほどかかっております。これは海の状況にもよりますけど1.5のベタ風といいますか、そういう状況、そういう環境においてそれぐらい時間がかかるというふうになっておりますので、表示としては40分で表示できればというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

今数字が35とか40とか38とか、分数がいっぱい飛んで紛らわしいんですけども、所要時間というのは離岸着岸ですよ、そのへんの確認だけを取りたいんですけど。所要時間の基準となる数字、離岸着岸ですよ。

○ 新里武広村長

はい、そうです。離岸はロープを外して、こちらの港に入ってきて着岸するまでの時間というふうに捉えております。

○ 4番 金城渉議員

41分とかで走ったことはまずないですよ、実際。45分以上ですよ。現在は経済速力でセーブして45分。それはいいんですけども、僕は35分とうたっているのが正規の時間だと認識しているんですけども、今の村長のお答えでは40分でいいんですか。

○ 新里武広村長

これまで35分と所要時間とうたっておりますので、これを40分に訂正して、これからは表示しようというふうに考えております。

○ 4番 金城渉議員

今の経済速度で28ノットで走って45分、今現在、実際。それを解除する、40分が正常運航ということで、そこに解除するタイミングと条件はなんでしょう。理解できませんか。今正式な村が認めている所要時間は40分ですよ。今実際45分で走っています。燃料セーブしてね45分で。それを正式な40分に戻すのはどういうタイミングとどういう条件ですか。

○ 新里武広村長

この新年度4月1日をもって、あとホームページ等もそうなんですけど、パンフレット等も35分で作っておりますので、それも全部印刷し直していきたいと思っておりますので、できるものについては4月1日から40分に表示してまいりたいと思っております。

○ 4番 金城渉議員

いやいや表示じゃなくて、実際の運用を28ノットセーブ運転をして45分ですね現在。40分運航にするためには31ノット出さないといけないですよ。その実用するためにどのタイミングでどういう条件が揃えば、そこに戻せるのかということです。

○ 新里武広村長

これは先ほど施政方針でもお話しましたとおり、経済速力、航路会計におきましては経費の節減等を先ほどお話しました。当面の間40分の表示で40分の運航でまいりたいと思っております。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

すみません、ライナーの機関場のほうからデータをもらいまして、経済速力は28ノットで、平均航海時間が40分と47秒かかりますというデータをもらっております。ですが実測的には今、金城議員がおっしゃっているとおり45分程度かかっておりますので、これの解除については当面45分で運航をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうお願いしたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

何度も念を押しますけれども、当面45分で運航したい。本来はお客さんに僕らは時間を約束しているわけですよ、公表するということはホームページでも。お客さんとの約束は

40分ですよ。現在45分かかっている。僕の質問は、いつ公表している正式な40分に戻せるのですか。戻すためのタイミングと条件。今の経費削減というのは、例えばですよ、燃料が高いから、リッター100円だから高いから45分にスロー運転していると。じゃあこれは例えばですよ、燃料が95円になったら通常回転数に戻して40分運航にしたいとか、そういう具体的な数字はお持ちですかということです。

○ 新里武広村長

当面の間というかたちでしか今考えておりませんので、金城議員がおっしゃったとおり、その当時、一昨年等については軽油の値段が69.8円、現在は99.5円税抜きで軽油を購入しております。この軽油がもう少し下がってくれば経済速力も踏まえた上で少し回転数を上げてちょっと時間は早めに運航できるように検討してまいりたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

僕の本音を申し上げますと、一番最初の村長のお言葉をお借りしますと、新造船を発注した仕様書と現在届いて運用している船と、要するに違う船がきたと、仕様書と違う船が。それは村長さっき認めていましたよね。じゃあですよ、さっき村長のあいさつにあったように年間リース料が1億4千万円払っているわけですよ。それは契約上仕様書どおりにきた船に対しての対価であって、今不良品を掴まされて正式な1億4千万円を払っていると。僕はそれはちょっとおかしいんじゃないかと。僕はこの船は不良品だと思っているんですよ。当初は契約書どおり35分で走れるという仕様書を出して契約しているわけです。離海振からリースを受けていますね。要するに欠陥品ですよ、品物が。僕らの商売だったら不良品を掴まされたらクレームを出すか、返品して新しいものを送り返してもらうか。もしくは減額して使うか、なんらかの対処は一般常識ではあるんですよ。村長、そのへんどうお考えですか。

○ 新里武広村長

現在のマリンライナーが渡嘉敷就航されたときに、私はその頃議会の事務局にいました。その時に仕様書等提出してもらって、実際にこの船が仕様書どおりできているのかということを確認いたしました。その中で実際にスピードが出ませんということがありましたので、監査としてこのへんについては運航して1年後のドックにおいて、保証ドックがありますと。その時に監査としても指摘をしました。その時、船舶所有者、これ離海振ですね、造ったところがツネイシクラフト株式会社ということで、そこで確約書ももらいました。実際、仕様書と実際きた船とちょっと違いませんかと。それでもって1年後の保証ドックにおいて、そのへんはある程度改善してもらいました。そもそもこの船を受け取るにあたって、これは前政権のほうで受け取りされているわけですから、今現在こういうことを言われてもそれは困るのではないのでしょうか。

○ 4番 金城渉議員

前政権に振ってきましたけれども、行政というのは現在の問題を解決するのが行政じゃ

ないでしょうかね。前々政権がやったこと云々というけれど、今僕が問題視しているのは、じゃあ前政権が前村長が今の不良品を受領したと。だからこのまま不良品に対して正規な値段、年間1億4千万円のリース料を払い続けていると。僕が言っているのは、行政というのは今現在の問題を解決するのが行政じゃないかなと思います。僕の認識違いなのかな。例えば、話ずれるけれど、用地買収とか30年前の話、玉井村長とかの話になったら、玉井さんたちもお墓から引っ張り出してきて答弁させるんですか、行政というのは。僕は今の村長が片付けるべき問題を指摘しているんですよ。言っているのは、正規のリース代を払い続けるつもりなんですかということ。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

速力につきましては、先ほど言いましたようにこちらが指摘して1年後の保証ドックにおきまして、仕様書どおりスピードは上がると、改善されましたということになっております。

○ 4番 金城渉議員

正規品というご理解されているということですか、村長は。この船35ノット出ませんよ。僕はここではっきり言います。村長ははっきり申しましたね、35ノット出ると。これでもいいんですか、ご理解は。

○ 新里武広村長

はい、この船は100%回すと35ノット出るというふうに資料はいただいております。航海速度は通常であれば33ノット出ますということでした。実際、この間の3月4日の土曜日に実際、回転数とちょっと上げてくれということで実際乗ってまいりましたら、33ノット以上は出ていたということです。

○ 4番 金城渉議員

だったら今までの話はチャラですよ。35ノット出るんでしょ。33ノット出るんですよ。だったら35分で走れるんですよ。35分で最初の契約どおり走れるんですよ。今の村長のお答えだったら。なぜ走らせないんですか。

○ 新里武広村長

経費節減です。

○ 4番 金城渉議員

今の話もちろん議事録載っていますよね、録音されて。40分で走る云々という話は何だったんですかね。さっきまでの話はもう40分ベースで話してたんですよ。今急に35分で走れると言い出して、僕はこの船は35分で走れない、マックス35ノットも出ない。通常巡航速度33ノットなんて当然出ない、出せない。瞬間的に出せたかもしれない、ドック開けに。

しかし壊れますよ、この船。僕も船は素人じゃないのではっきり申します。今までのやり取りがたぶんちぐはぐだと思いますよ。再度確認します。35ノット仕様書どおりマックス出ました。1年後の保証ドックで。巡航33ノット出ます。村長は体験しましたと。じゃあ最初の仕様書どおり35分で走れるんですよ、今の答弁だと。経済速度で今セーブしていると。28ノットに落としてしていると。じゃあ燃料代経費が下げれば33ノットで回して巡航で、35分運航をできるんですよ。

○ 新里武広村長

全ての条件、海上の波高等がクリアできれば35分を目指して運航したいというふうには考えております。しかしながら1年後の保証ドックにおきましてスピードを測ったところが広島県でしたので内海での速度でした。当然、沖縄と広島内海瀬戸内等の問題もあるかと思えます。なおかつ、施政方針等でもお話しました経済速力で走ると約800万円から900万円浮くということもありまして現在の速力で走っている状況ではあります。ただし、今金城さんが言うように35分で走れるかということに関しましては、このへんも含めて考慮した上で、あと航路の会計、赤字解消等を総合的に判断しますと40分のほうがいいのかというふうに思っており、これは変える予定はないです。

○ 4番 金城渉議員

運航時間に関しては所要時間がいろいろお答えがばらばらだと僕は思っております。要するに一貫性がないということは、なにか立場が悪くなるんですかね。それはいいとして。さっきから言ってるように欠陥船だと僕は思っている。35分では到底走れない。今の村長の答弁でも確約はしていませんよね。いろんな条件があってマックス35ノットの33ノットだったと。35分で走れない、40分にします。結局この答弁、今僕のやり取りの中でも契約書どおりの船はきてないということでたぶん皆さん理解しているんじゃないですかね。

何が言いたいかと、欠陥品を掴まされてリース代だけは正規のリース代を払ってるところが問題だと僕は指摘してるんですよ。条件を整えば35分で走れるとか、村長おっしゃっているけれども、前のマリンライナーは常時35分で走ってたじゃないですか。この新造船の建造委員会の中でも同様の条件を投げて建造してもらったはずなんですよ。定員も。逆に定員は20人ほど多めにという希望だったんじゃないですかね、最初。それも落とされている200名に、そういう意味で僕は欠陥品とはっきり断言していますここで。それを掴まされているのに、お支払いだけはちゃんと1億4千万円きっちり納めていると。僕はそこを問題視しているんですよ。平行線ですかね。村長はいやもうこれはちゃんとした品物がきてるんだと。ただ、45分で走ってるのは村の財政を考えると燃料代をセーブしているんだと。そこは別の話ですよ。僕が聞いているのは、この船が欠陥船じゃないんですかということです。欠陥船なのに年間1億4千万円の正規のリース代はちゃんと払っているときっちり。そこが問題じゃないですかと聞いているんですよ。再度確認します。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城渉議員

質問も僕と村長の中で平行線なので、ここで落とすどころということで。新造船の建造委員会で出した資料、仕様書、要するにオーダー表ですよ。ドックに対してのオーダー表、入札の経緯そういう当初の建造委員会の資料と、今村長がおっしゃっていた35ノット、巡航33ノット、35分で走れます。それは1年後のアフタードックで改善されましたと、村長はつきりおっしゃいました。そのときの確認書、1年後のアフタードックの確認書、当然あるはずなので、その資料を後日いただきたいと思っています。村長よろしいですか。

○ 新里武広村長

金城議員の資料の要求に関しましては、準備できますのでお見せしたいと思います。因みにマリライナーとかしき確約書における工事の完了についてという、これ報告書が届いております。その中での私の答弁でございますので、これは令和3年1月15日、沖縄県離島海運株式会社の社長の方から渡嘉敷村長、座間味秀勝殿に届いている文書です。その中でマリライナーとかしきの引き渡しの時から航海速力不足については大変ご迷惑をおかけしました。この都度、懸案事項になっておりました速力改善工事を令和2年12月の第1回、中間検査時にツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社で実施いたしました。その結果、弊社と同社間で締結した建造請負契約書に記載した航海速力ノットが改善したものと確認いたしました。という文書が届いております。私の答弁、これに基づいての答弁です。

○ 4番 金城渉議員

資料に基づいての答弁はわかります、村長、はい。資料に基づいた答弁はわかります。僕、聞いているのは、何回も言います、欠陥品ですよ。だから35分で走れないわけ。また平行線になりますけど、それなのに正規のリース代1億4千万を払い続けている検証する現政権、新里村長の中で再度検証する気はありますか。

○ 新里武広村長

検討しないわけにはいかないと思いますので、離海振あと船を造られたツネイシさんと機関長と船長等々も協議して回答したいと思います。

○ 4番 金城渉議員

その協議の中で、私も参加してもいいですか。直接聞きたいんですよ、議員として。要するにこれだけの税金が年間1億4千万ですよ、何度も言います、欠陥品に対して。と僕は思っていますから議員として、その協議に参加したいんですよ。よろしいでしょうか。

○ 新里武広村長

その会議の中に金城議員を含めるかどうかについては、こちらのほうで再度検討してから返答したいと思います。

○ 4番 金城渉議員

何で堂々とどうぞ参加してくださいと普通は言うかなと思っているんですけど、都合悪いですかね僕が行ったら。敵対的なものじゃないですよ、皆さんの税金を預かっていると、先ほど村長おっしゃった経費削減というのは、そういうことでしょうか。税金がもったいないから無駄遣いしないで努力してということでしょうか。僕もこのリース代なんですよ。皆さんの税金なので本音言うとリース料下げられるなと思っています。本音言うとね、リース代を下げてくださいかなと思います。リース代だけじゃないですよ、契約の内容は離海振がアフターケアとか、その他諸々の経費も乗ってますよ。そのへんの調整もしないといけないんじゃないですかね。僕も船に素人じゃないと思っていますから、やっぱりこのへんを押さえられるんじゃないかと経費が、これを安くしてくれるとか、僕は言える立場にあると思うんですよ。皆さんは離海振とどういう仲なのかわからんけど、僕は別に離海振と敵対的な立場に立ってもいいんですよ。あまり仲良くするのもよろしくないかなと思っていますから、離海振と行政が、僕は僕の立場でちょっと攻めてみたいかなと思っています。ちゃんと資料貰えるということで、会議とか、そういうのには参加してもらえなくてもいいかわからんけど、そのへん自分は後でいただきたいと思います。もし参加させないんだったら、その理由もお聞きしたいですね。以上です。僕の質問これで終わります。

○ 當山清彦議長

これで4番金城渉議員の一般質問を終わります。

次に5番新垣一史議員の発言を許します。

○ 5番 新垣一史議員

皆さん、こんにちは。それでは早速ですが、通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。まず1つ目に高齢者福祉について伺います。

1番目、高齢者福祉センター職員の人材確保や育成について行政としてどのような取り組みをされているのか伺いたいと思います。

○ 新垣聡民生課長

新垣議員の質問にお答えいたします。高齢者生活福祉センターの職員の育成についてですが、センター自体は法人である渡嘉敷村社会福祉協議会が主になって事業を行っております。村としては職員研修を主催し、専門職員による職員指導を毎月行っております。また専門的な支援も実施しております。資格を持った職員の確保ができるよう村のホームページでの職員募集の掲載、課題となっている職員住宅の確保についても今後協力を行っていきたいと考えております。

○ 5番 新垣一史議員

今育成のほうについてと、あと人材確保の取組みを伺いましたけれども、この質問を出したのはやはりセンターで働いている方々というのは、メインは社協のほうがみていると

思うんですが、職員自体は民生課の職員の方がほとんどですよ。ディサービスとか見ている方たちというのは、会計年度任用職員などですか。ではなくて社会福祉協議会のほうでというのであれば、この質問をしたのが、年配の方々がお仕事されているので、特に肉体的にもきつい仕事であるとは思いますが、この方たちが引退されたあと、後継者いまいるところ若い方が少ないので、住民に対しての安定したサービス、それが行えるかどうかというのが心配だったので質問しました。今課長の答弁の中に住宅確保も含めた職員の確保で、村でのホームページ等での資格者の募集という答弁があったので、継続して続けていただきたいんですけど、直近の問題だと思うんですよ、なので今これ募集をかけています住宅についても検討していますということだと、ちょっと間に合わないのかなという不安もあって、実際ちょっと耳にした話と、あと今回の施政方針と去年の施政方針を比べた中で生活支援ハウスというのがなくなっていて、実際ディサービスとショートステイに関しては見れるんですが、生活支援ハウスについてはちょっと厳しいということで、現在入居されている方の本島のほうの施設を探してほしいという声があったと聞いています。もう実際人が足りていないのかと、そういう事例が起こってしまっているのかなと、急いでいただかないといけないと思うんですが、施政方針にもあった今回の移住就労者住宅確保事業というので、そういった島外からいらっしゃった人たちが、そういう住宅には入れるのか。また社協の職員として、渡嘉敷村と社協はまた別組織ですけれども別組織ではあるんですけれども社協とかの組織の方も入れるのか、ちょっとそこも伺いたいと思います。

○ 金城満総務課長

今議員ご質問の移住就労者住宅につきましては、令和4年度、今年度にプレハブの1DKプレハブの一人世帯用それを1棟既に造っております。それから計画では4棟3月末日までにできるということで計画をしておりましたけれども、用地の問題が発生しまして、繰越事業としております。ですのでこの用地の問題が解決すれば4月から着手できるということで今計画を進めているところです。プレハブですので着手すれば2カ月から3カ月には建築できるものというふうに考えています。それからもう一つ、令和5年度に沖縄県離島活性化推進事業、これの補助金を国の直轄事業ですけど、この補助金を活用しまして、こちら移住定住者用の木造住宅を4戸予定しておりますので、こちら入居条件というのは、基本的な条件もございまして、こちら島外から移住して定住してもらうというのと、あと基本的に有資格者ということで、今、人材が村もそうですけども、村の行政機関もそうですけども、もちろん社会福祉協議会とか、いろんな各種団体が人材不足をしておりますので、その中で有資格者を条件に移住定住という観点からは入れないことはないと思っております。そこは優先順位を付けてしっかりとその目的にそったお仕事で村外から来ていただければ、その入居についても要項等に明記して検討してまいりたいと考えております。

○ 5番 新垣一史議員

優先順位等条件も含めて入居は可能かと思うということだったので、またこの件については今回の質問とちょっとずれてくるので、これまでにするんですけども、やはり質問の趣旨である人材確保をサービスのほうが今十分提供できていない、早急に対応していただいて人材確保を努めていただきたいと思います。やはり島でできるだけ長く過ごしてもらおう、そういったためにも必要だと思いますので、よろしくお願いします。

2つ目の質問、これもこの島でやはり生活をできるだけ長くという意味では大変必要なものだと思います。包括ケアシステム構築、施政方針にもありましたけれども、それに向けての具体的な取組み等がありましたら伺います。

○ 新垣聡民生課長

ご質問にお答えしたいと思います。地域包括ケアシステムの構築に向けての取組みということなんですけど、簡単にこのケアシステム構築に向けての法に基づいたところを簡単に説明させていただきたいと思います。

国が2014年に介護保険法を改正し、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目処に重度な介護業態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制すなわち地域包括システムの構築を推奨しております。

その指針に基づき本村においては、平成27年度から29年度を計画期間とする渡嘉敷村、高齢者保健福祉計画を作成しております。また2017年の法改正で地域包括ケアシステムの強化を図る指針が示され、これに基づき本村では平成30年度から令和2年度を計画期間とする同計画を策定し、現在は本村のこれまでの取組みと新たな課題に対応した取組みを進め本村の高齢者施策の基本理念である「いきいきと安心して暮らせるゆいまーるの村 渡嘉敷村」を目指して、第8期渡嘉敷村高齢者福祉計画を令和3年度から5年度の期間で策定しております。

質問にあります主な取組みといたしましては、診療所の医師と看護師、村社会福祉協議会の職員、また行政の担当課で構成する在宅医療、介護連携会議を毎月開催し、情報を共有しながら多種職が連携し、個別ケアが必要な方への支援を行っております。また、住民一人ひとりが力を合わせて対応していくことが重要であるため、平成28年度から住民を中心とした生活支援推進員を動員し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりに取り組んでおります。

○ 5番 新垣一史議員

いろいろ取組みされて大変ありがたく思います。生活支援推進員の方たちも大変積極的に動いているふうに見えていて、包括ケアシステム構築というのが、やはり介護保険料の負担を減らすために介護を受ける方たちの介護要望と自立支援に向けた取組みだと思うんですが、このように行政主導で動いていただいている支援体制とか体操だったりとかはあ

と思うんですが、県内、渡嘉敷だけに限らず県内、多くが自主的にやっている住民の方たちが自主体操サークル等の自主的なサークル活動が少ない、ほとんどないということで介護広域のほうでも4市町村ぐらいでしか行われていないと、この間、会議のときに伺いました。それで村のほうはインセンティブ交付金のほうも年々交付額も少しずつ上がってきているので取り組まれていると思うんですが、先ほどの話、人材不足等にも繋がってくるので、そういった住民の方たちが率先して、自分たちで参加できるようなクラブを運営したほうがいいと思うんですね。ただそれを漠然とやってくださいといってもなかなか難しいと思うので、そういった自主体操サークルのような自主的なサークルをやっていただくための何か推進している活動とか、そういうのはあるのかちょっと伺いたい。

○ 新垣聡民生課長

ただいまのご質問ですけれども、先ほどお話した生活支援推進員、それを中心とした活動、今で言えば年に4回発行している、あしびなーだよりでありますとか、不定期ではありますけれども、この前、野菜の販売、あしびなー市というのをやっていたり、あと定期的に、これは支援の活動ではあるんですけども、高齢者の住宅を回って安否確認等をやっております。その他に関しましては、毎月定例で行っている会議の中でいろいろと議題を出し合って、今後こういった活動をしていくかとうことは話し合われていると聞いております。

○ 5番 新垣一史議員

いろいろ取り組まれていて、この質問提案といいますか、この質問出したのが、広域のほうでお話を伺っていると、実際、僕らのほうは介護保険広域連合に属しているので、広域のほうからこういった予算があるので、こういった事業しませんかとか、という話が下りてくるのかなと思っていた部分も自分自身あったんですけど、広域のほうとしては逆で各市町村のほうから各自治体のほうから問い合わせしていただければ、いろいろと協力しますよと。そういったスタンスのようなんですね。なので小さい地域だからこそ、まとまりやすい、動きやすいという利点を生かして推進委員の方々と設けている会議の中で自主サークル、体操に限らず、認知症予防とかで、例えば将棋だったりとか、そういったことも可能だと思いますので、その予算をどういったふうにするのかというのを広域のほうに相談していただいて、住民主体の活動にシフトしていく、そういったのも会議の中で話し合っていて、サービス受ける住民の方たちで島に住んでいる高齢者の方たちが将来的に本当に長く島で生活できるような、地域づくりを目指しておいていただきたいと思います。それにこの4月から今広域に出向している職員の方も戻って来られますので、向こうで得た知識、人脈等を使っていただいて、ぜひ渡嘉敷を介護の包括の先進地モデルケースになるぐらい活動をやっていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次の2つ目の質問に移ります。村職員の職場環境について伺いたいと思います。他の自治体等、県内の自治体等でパワハラの話が新聞等でも取り上げられたりしていますが、本

村でそういった事例はまずないと思うんですが、そういった声が聞こえないのか、職員への聞き取りやアンケートを行ったことがあるのかというのを伺います。

○ 金城満総務課長

お答えします。現状においてパワーハラスメントについての本村で起こったという事例はありません。職員への聞き取りやアンケートについても現在実施をしていません。

○ 5番 新垣一史議員

パワーハラスメント、そういった事例を起こっていないのが、それでいいんですけども、ただ内部の問題なので、その話が出ていないだけかもしれないということがあるんで、おそらくほか、企業だったりそういったところでは、精神面のケアも兼ねて定期的なアンケートだったり聞き取り等あると思うんですが、本村のほうでは、そういったことをやる予定というのは今後ないのかどう考えるか、これ村長の意見を伺いたいと思います。

○ 新里武広村長

これは渡嘉敷村だけに限らず、ほかの町村におかれましてはパワーハラというのはあるようです。渡嘉敷村としてもこの対策は十分にやっていけないと思いますので、早急に体制を整えて対応してまいりたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

そういったものに対しての早急な対応策を練っていきたいという前向きな意見でしたので、ぜひ、できるだけ早めにやっていただきたいと思います。

2番の質問に移ります。関連しているんですけども、パワーハラスメントに限らず職場での様々なことでの問題、仕事の面だったり精神的なことだったり、職員の悩みなどの相談窓口やメンタルケアを行う体制というのはもたれているんでしょうか。それを伺いたいと思います。

○ 金城満総務課長

お答えします。職員のメンタルヘルスケア等については、総務課が担当しております。ただし、各課において職員が相談しやすいという環境の中では所属長に最初に相談がいくものというふうに理解をしております。その中で令和2年度より外部の専門機関と契約をしております、産業カウンセラーによる職員のカウンセリングを随時実施をしております。今後も、この事業を継続しながら相談窓口については総務課で統一して、一元化といえますか、総務課で統一して、それから相談体制の強化を図りつつ、職員にその窓口はもちろん所属長に相談されてもいいですけども、総務課で総括ということの窓口を明確化しまして職員には通知をして、そして今後、職員研修もできるだけ早めに実施をしまして、そのハラスメントが起らないような対策を取っていきたいと考えております。それからその窓口を明確にすることによって職員が気軽に相談できる体制の強化も同時に図ってまいりたいと考えております。

○ 5番 新垣一史議員

今お答えの中に令和2年から契約して産業カウンセラーをお願いをしているということなのですが、今回の通告書の中にはなかったもので、答えられたらいいんですけども、これまでの産業カウンセラーに対する相談件数とか、そういったもので把握されていますでしょうか。

○ 金城満総務課長

基本的には1年間で職員、基本、本務職員を中心に全員にカウンセリングを実施することですので、マックスで約60名、職員は60前後しますけれども、約60名いらっしゃいますので、その数をそのカウンセラーの方に渡嘉敷に出張していただいてカウンセリングを実施していくということでございます。

○ 5番 新垣一史議員

年に1回、本務職を中心ということなんですけれども、何か相談事があるときに職員がそれぞれ、その都度相談できるという契約ではなく、年1回という契約で行っているということですか。

○ 金城満総務課長

必ずしも同じ人が1回限りということではございません。何か相談事があれば窓口が総務課になっておりますので、そこにこれはちょっとナイーブな話ではございますけれども、少し相談がしたいということの相談があれば、そちらの機関に産業カウンセリングを派遣していただく機関と契約をしておりますので、そこに連絡をして、その都度来ていただいて来た時に、ほかの職員もお声がけをして何名かまとめてやるというようなかたちで実施しております。

○ 5番 新垣一史議員

総務課が窓口になってという入りがもしかしたら相談しにくいのかなと、こういう小さい渡嘉敷というコミュニティーの中で大きい都会であれば職場でしか顔を合わせない人たちが私生活でも毎日顔を合わせるような場所である。しかも相談するのが、私生活も一緒である親戚だったりとか下手したら、そういった方たちに相談をすると情報が漏れるんじゃないとか、そういった心配があって悩み事があるけど、なかなか相談ができない、なので総務課を通さずに悩んでいる方が直接相談できるような、第三者機関、そういったふうにこの産業カウンセラーを利用することも可能ですか。

○ 金城満総務課長

あくまでも総務課は事務を行って契約とか進め方をやっておりますけども、どうしても人に知られたくない第三者に聞かれたくない、情報は知られたくないという方はどうしてもいらっしゃいますので、そこらへんの守秘的な事案ということであれば、今、実際に船舶課の職員あたりは、必ずしも本庁に出向いてやっているわけではございません。違う場所で那覇事務所なりという所でもやっていることもありますので、そこらへんのやり方については少し検討させていただいて、いかに本人が気兼ねなく落ち着いて相談ができるか

と、自分で心に思っていることをはらすわけですので、そこが基本的にはこれは第三者には話はいかない。どういう相談であってもですね、守秘義務というのは産業カウンセラーの方が私たちに何か提言があれば、それはその人の悩みではないですけど、これに付随した何か対策を取ってくださいよって職場としてですね、メンタルヘルスケアの観点からやってくださいというふうにしなきゃいけないので、誰々がどういう悩みで来たというのは、全く一切来ませんので、そこも含めて、どういうふうなかたちにやっていけるかというのはまた考えていきたいと考えています。

○ 5番 新垣一史議員

今まさに総務課長が答弁していただいたような守秘義務、誰がどういう話をしたそう言ったのが伝わらない、そういった安心感がなければ相談ってなかなかできないと思うんですね。その体制づくりをきちんとしていただいて、職員の皆さんが安心して仕事ができるようにストレスなく働けるようにしていってもらいたいのと、この質問出すにあたって、データを取っているわけではないので、はっきりわかりませんが、最近採用された職員の方の中でも退職される方が多かったり、実際、会計年度任用職員募集かけても応募がなかったり、そういったこともある。

住民の方から役場ではちょっと働きたくないとか、正直聞くことがあるんです。それはなぜかという待遇面ではないんですよ、給料が安いとか、休みがないとか、そういったことではなくて、職場の人間関係だったり、そういったことが原因で、ちょっと役場の仕事はという声を多く耳にする機会があったので、今回この質問をしたんですけれども。

先ほどの介護の話もそうですけど、結局、人材不足、マンパワーが足りない。それで各職員一人一人の負担が増える、負担が増えると悩みが増える、悪循環に陥っているような気になるんですね。まずそういった職員のメンタルヘルスケア、そういうのをクリアしていただいて、職場環境が良くなれば人材も集まってくると思いますので、まずそういった面の整備、職場環境の整備、村長の施政方針にもありました職場環境改善、そういったことを目指して、早急にこれも動いていただきたい事案ですのでよろしくお願いします。

最後の質問に移ります。フェリー1階の座席設置について伺います。令和3年3月議会でも質問して、簡易的な椅子を取り付けていただいたんですけれども、結局、椅子のほうが悪くなってしまって、撤去したということをお伺いしました。やはり足の不自由な高齢者の方たちが階段を上がって2階の座席まで行くのは大変だと、あと1階のフローリングフラットなところに座ると、立ち上がったたり座ったり、そういったのが、大変であるということからやはり1階部分には座席が必要ということをお話を受けています。

先週、船舶課長からお話いただいて、今回のドックで新たに椅子のほう設置したということだったので見学に行きました。前回よりはしっかりとした椅子が取り付けられておりましたが、実際、椅子の幅というんですか、奥行き、我々、若い方とかが座ると大丈夫ですけれども、やはり高齢者の方とかだと、ちょっと奥行きが狭いのかなというのと、詰め

て3人座れるかなという感じの幅だったので、横幅も今回これ取り付けていただいたのはありがたいんですが、まだ何年も走る船なので将来のことも考えてもっとしっかりとした利用者が多くなっても座れるような、座席は作れるのか、設置可能かどうか、そういった見解を伺いたいと思います。

○ 山城淳船舶課長

ご質問にお答えします。先ほどお話がありましたとおり、今年度新たに優先席の部屋へ席を設置しました。これはお二人ほど着席できるベンチシートとなっています。議員ご質問のもうすこし簡易的じゃなくて優先席としてきちんとした座席ということですが、今現在各フロアとか、船の中においては定員等、また構造等に制限がございまして、さらなる施工となりますと、部屋の構造を変更したり、またそういう定員の調整がでできます。ですのでこのへんの必要性に応じて、もし要望が叶えられるのであれば、定員はもしかすると450名から落ちる可能性があります。座席を新たに設置すると、そういう座席を設置することによって定員が落ちても、それでも需要があるということであれば、またそのへんを検討して対応できるかどうか、協議して今後対応できるかどうかを検討していきたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

実際お声はいただいているので、さらにこれから高齢化が進む、住民だけではなく村外からいらっしゃる方たちにとっても必要なことだとは思いますが。今課長の答弁では2席では到底足りないと思いますし、先ほども椅子自体が小さい、定員が減ったり構造を変更したりとか、申請等あると思うので手続きとか、そういったことは大変だとは思いますがけれども、必要なことだと思いますので、おっしゃったように検討していただいて、いろんな機関に相談して定員の件に関しても、やはり観光客が基幹産業の島なので、いろんな方面に確認を取っていただいて、ぜひ前向きにできれば早急に対応できるように取り組んでいきたいしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

次に1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

その前にですね、議長、ちょっと足がまだ回復していないので座ったままでの質問でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

通告書に基づいて4点ほど一般質問を出しておりますけど、4番に関しては、国の配慮

で全ての国民を守っていくとの報道がありましたので、それは取り下げます。4番に関してはですね。

1番、住宅問題についてでございます。それに関しては①、②と分けて質問しております。まず始めに158番地の村営アパートの予定地は今後どのように考えていますかということです。

○ 新里武広村長

與那嶺議員の質問にお答えいたします。当該敷地には公営住宅建築事業により鉄筋コンクリート造りの村営住宅建設を計画しております。平成30年度に設計を行い、令和元年度に建築工事の入札を実施いたしました。入札不調により建築できておりません。そのために建築計画を令和7年度に実施として計画し直して現在申請し直しておりますので、この計画に基づき建築を実施する予定としております。並行してなかなか離島においてコンクリート住宅はかなり厳しいということもありますので、木造住宅に展開できないかどうか合わせて県と調整してまいりたいというふうに思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長この問題ね、私もう過去、何名からも村長にも何回も質問してきました。そのときに執行部からも答えは土地さえあればいつでもできるという答弁で、私この地主に手土産持って4回も通って納得してもらいました。本人からもいまだに村営アパートができないと、お前、嘘ついているんじゃないかというような指摘も受けています。執行部の皆さんも自分たちが土地を借りているけど、その地主に対して草刈りをちゃんとしてくれというふうなね、そういった合法的なものをやって、その苦情も私にきています。先ほど村長が今年も不調というふうな今答弁しましたけど、あれは不調にもいろいろありますよ。要するにまず聞きたいのは入札参加に業者が来たのか、それとも数字に折り合いがつかなかったのか、この点聞きたいと思います。

○ 小嶺国土観光産業課長

ちょっと今手元に資料持っていないんですが、以前に確認した段階で申しますと、ほぼ辞退というかたちになっていたかと思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

覚えてくださいよ。数字が折り合いがつかなかったらどのぐらいつかなかったのかと聞きたかったんだけど、それでしたら資料が必要かもしれないけどね、業者が1人も来ないぐらいは覚えてください、これはね。とっても最悪な不調ですよ。業者が来なかったというのは。予算がある程度厳しくて実際来たけど折り折り合いがつかなかったから不調になったというのと案内したけど業者が1社も来なかったというのはね、皆さんさうとう反省しないといかんよ。これは業者だけの責任じゃないよ。ほかの建物なんか、例えば漁協なんか、計画して、スムーズに来て、ああいう立派な建物できていますよね。業者が来ないというのは何処に原因があるかというのを強く自覚して反省してください。これは皆さん

いつも県だけの責任じゃなくして、もうそろそろこのことに対して村長、令和7年で解決するという5年もなったばかりですよ。2年間とばして検討するということはね、今、建設業界では今の時期は見積りさえしないと、どれだけ物価が上がるかわからんから一応拾い出しはしても見積りはしないというのが現状です。建設業界の中、果たして2年後にね、これが実施できるのかというのは、私は夢物語としか思っていないよ。必要じゃなかったら、あの土地返してくださいよ、もう。もう何年になりますか、あの土地借りて、村長は7年と言っていたけど、私は今できないのは2年後にもたぶん無理かなというふうに今の倍かかりますよ。例えば1億円でできたら2年後は2億円はかかりますよ。

次いきます②ですね。字渡嘉敷の314番地の木造職員住宅の件です。その土地の件も前村長に地主を紹介してですね、なかなか草刈りができないから村にだったら貸してもいいよということで、そこの地主と協議して前村長にも有効に使うようにということでありました。現在、周囲のなんと申しますかね、木なども伐採するような予定されていましたが現在ではどのような進行状態なのか、お聞きしたいと思います。

○ 新里武広村長

渡嘉敷314番地の土地につきましては、住宅用地として30年間の土地賃貸借契約を締結しております。令和5年度に木造の移住者就労者用住宅の建設を予定しております。これは先ほど総務課長の方もお話しておりました離島活性化事業費を使っての建築を4棟今予定しており、今準備を進めてまいっているところでございます。これは令和5年度に入ってから着手する予定となっております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これは②に関しては、予定とおり進行しているという解釈でよろしいですか。

○ 新里武広村長

はい、そのように解釈してよろしいです。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

予定したことは、予定立てることは簡単ですよ。実施するよう最大の努力をしてください。

次2番いきます。村道阿波連線この問題についても皆さんも耳にタコからイカまでできるほど聞いていると思います。5月に予定通り発注するとのことでしたけど、これもまた今日の施政方針の中で不調だと聞いております。同じことを聞きますけど、これも業者が来たのか、数字に折り合いがつかなかったのかを聞きたいと思います。

○ 新里武広村長

村道阿波連線につきましては、これまで答弁がされておりますように、令和4年度まで不調ということが続いております。確かに業者と実際の積算とかなり差があったりとか、あと入札に来てもらえないというのが現状ありました。令和5年度におきましては、令和5年度の阿波連線の発注につきましては、この4月に単価の入れ替え作業がありますので、

これを早急に行って入札を実施したいと考えております。そして入札を実行し、落札されれば年度内開通ができるというふうに考えております。そのためには、これまで村内にいられていた業者が最近は来ておりませんので、去年、離島フェアの際に、私、業者5社ほど回りまして、ぜひ、入札参加の方をお願いしたいというふうをお願いして回りました。業者の方も前向きに検討したいという回答はいただいておりますので、ぜひ、この村の基幹道路である村道阿波連線につきましては、令和5年度開通できるように努力したまいたいと思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長。これ補正で1800万かな上がってきたにもかかわらず、入札する業者がいなかったと、これね村長、課長もよく聞いてほしいけどさ、ある程度入札しに来たらね、自分たちが出している数字とどれだけ違いがあるかと非常に比較対象してね、皆さんも予算組みやすくなるはずよ。でも相手がいくだだったらいいかというの皆さん今全然わからんわけでしょう。皆さんの不調というのは。どの業者が来てもこれ不調だったら入札しませんよ。相手も来ないということは一番ネックになっているわけだから、最低入札が例えば皆さんの希望額が1000万ぐらいずれたら何とか努力すれば業者も入札してくれるという一つの目安があるんじゃないですか。今のところ来ないということに関してはいくらだったらやるかというのを全くあれでしょう。検討つかないわけでしょう。村長は努力はしますということを皆さん努力するのは当たり前ですよ。この問題もいろいろさっきから答弁もこの阿波連線が開通することによっていろんなこともできるということになったけど、もう村民半分あきらめていますよ、これ。

次いきます。3番、施設運営についてでございます。先ほど村長も述べていましたけど、物価高騰によって、これからの施設の運営はどのようにしていきますかということですけど、具体的には一番学校給食とか、そういった問題でございます。相当物価上がっています。スーパーに行くたびに卵が上がっているのも、この調子だったら簡単に卵食べれないねというぐらい上がっているのが現実であります。その中で栄養バランスの取れたそういった給食等ができるのかどうかですね、それをお聞きしたいと思います。

○ 金城和作教育課長

議員の質問にお答えしたいと思います。現在、議員が心配しているとおりの物価高騰、燃料の高騰、少なからず副食材の購入、燃料の高騰で学校給食共同調理場にも影響はしております。副食材費についての改善を今見直しているところです。そして給食費の値上げも検討しているということです。値上げを検討しているんですけども、今決してメニューが少なくなったり子どもたちの栄養のバランスが悪くなっているということは決してありません。栄養教諭と調理人の方が協力して工夫をして、子どもたちに栄養をきちんと取れるような給食を提供していると思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、課長がおっしゃった工夫という文言を使いましたけどね、私はそれよりも今の物価高騰に関しては、ある程度それをクリアできるようなものがかなり現実的なものは今からくるんじゃないかと、特にもう4月からは電気料も上がるとなったらますます厳しくなるんじゃないかなというふうに考えております。だからといって、そういった何か一品を抜くというのは、さっき課長がおっしゃったようにやらないということですけどね。ちょっと議長、休憩をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

先ほど課長がおっしゃったように大変な台所事情等ありますけど、できるだけその負担を父兄に与えないような最大の努力を求めたいと思います。私の一般質問5分間議論してくださいましてありがとうございます。これで私の一般質問を終わります。

○ 當山清彦議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再会します

日程第7、報告第1号、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

報告第1号

令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別添のとおり報告する。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページから事業計画書があります。よろしく願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、報告第2号、専決処分の報告について(阿波連漁港機能保全工事(R4)請負変更契約)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ **新里武広村長**

報告第2号

専決処分の報告について(阿波連漁港機能保全工事(R4)請負変更契約)

地方自治法第180条の第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページに、専決処分書を添付してあります。以上ご審議をお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ **5番 新垣一史議員**

請負契約の設計変更ということですが、どういった変更があったのか教えていただけますか。

○ **小嶺国土観光産業課長**

はい、お答えいたします。変更理由の詳細といたしましては、電気防食工法の方法が海上施行を予定していたが、クレーン付台船をしない方法へ変更した。

2点目一部体積砂があり、陽極を取り付けるため新調する必要があるため変更となっております。

3点目が、上記浚渫に伴い浚渫補助スペースが必要なため汚濁防止膜の延長を変更する。この3点により変更が必要となりましたので変更協議をかけて変更しているというかたちになります。

○ **當山清彦議長**

ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ **當山清彦議長**

日程第9、同意第1号、渡嘉敷村副村長の選任についての同意を求める件を議題としま

す。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

同意第1号

渡嘉敷村副村長の選任について

渡嘉敷村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定によって議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷334番地

氏 名 神里敏明

生年月日 昭和35年10月26日

提案理由

渡嘉敷村副村長が令和5年3月31日で任期満了となるので、その後任を任命するため、議会の同意を得る必要がある。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これから同意第1号、渡嘉敷村副村長の選任についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第1号、渡嘉敷村副村長の選任についてを採決いたします。

この採決は起立評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

起立全員です。従って日程第9、同意第1号、渡嘉敷村副村長の任命同意については、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

日程第10、同意第2号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての同意を求める件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

同意第2号

渡嘉敷村教育委員会教育長の任命について

渡嘉敷村教育委員会の教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字阿波連120番地

氏 名 金城満

生年月日 昭和38年12月30日

提案理由

渡嘉敷村教育委員会の教育長が令和5年4月16日で任期満了となるので、その後任を任命するため、議会の同意を得る必要がある。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これから同意第2号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についての質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第2号、渡嘉敷村教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

この採決は起立評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

起立全員です。従って日程第10、同意第2号、渡嘉敷村教育長の任命同意については、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

日程第11、同意第3号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

同意第3号

渡嘉敷村教育委員会委員の任命について

渡嘉敷村教育委員会の委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷184番地

氏 名 古波蔵善之介

生年月日 昭和51年7月27日

提案理由

渡嘉敷村教育委員会の委員一人が令和5年4月18日で任期満了となるので、その後任を任命するため、議会の同意を得る必要がある。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いします。

○ 當山清彦議長

以上で提案者からの説明を終わります。

これから同意第3号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第3号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立全員)

起立全員です。従って日程第11、同意第3号、渡嘉敷村教育委員会委員の任命同意については、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第1号、渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第1号

渡嘉敷辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき渡嘉敷辺地に係る総合整備計画を変更したいので議会の議決を求める。

提案理由

辺地に係る総合整備計画を定めることについては、辺地に係る公共的施設の総合整備のため財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページに計画書が添付されております。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました
日程第13、議案第2号、令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)についてを議題
とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ **新里武広村長**

議案第2号

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)について

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)を定めることについて、地方自治法第
96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決
を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)

令和4年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第7号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6千511万5千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1千866万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法223条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる
経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は「第3表地方債補正」による。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ **5番 新垣一史議員**

45ページ農林水産業費の農業振興費の内容をちょっと教えてください。44から45ページ
ですね、すみません。農林水産業費の3番農業振興費の内訳説明お願いします。

○ **小嶺国土観光産業課長**

お答えいたします。農業振興費の減額内容の明細についてですが、主なものとしては農
業集出荷施設合併処理浄化槽設置工事、農産物集出荷施設エアコン設置、この件がおそら

く主な減額のものになると思うんですが、この2件につきましては、財源を一括交付金として計画を立てておりました、年度当初に計画から外されているという状況になっておりました、事業が実施できなかったことによる減額というかたちになります。

○ 5番 新垣一史議員

事業が済んだ上で、これだけ不用額が出たということではなくて、まだ実施されていないということですか。わかりました。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑ありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

59ページ教育費3の学校学力向上支援事業費の内訳、不用額の説明をお願いします。

○ 金城和作教育課長

議員の質問にお答えします。学力支援事業費の減額についてなんですけれども、学校ICT整備事業を計画しておりました。それで一括交付金事業のほうで計画しておりましたが、採択されませんでした。それで事業を取り下げして、その分、減額をかけている状況です。以上です。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「進行」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第2号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第3号、令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第3号

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)について

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方

自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1千543万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1千508万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩」の声あり）

休憩します。

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第3号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第4号、令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第4号

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千571万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第4号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第5号、令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第5号

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ599万1千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広
以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました

日程第17、議案第6号、令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第6号

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)について

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千172万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千41万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議を願います。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

8ページ、9ページになるんですが、簡易水道維持費の不用額の説明をお願いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えします。こちらのほうで主なものといたしましては、委託料の地方公営企業法適用支援業務マイナス579万7千円で、もう1件は簡易水道維持費のほうの委託料、用地交渉業務委託353万5千円。すみません簡易水道維持費の不用額の説明ということになります、すみません。

簡易水道維持費での不用額の主なものとしましては、委託料の用地交渉業務委託353万5千の減額となっております。こちらのほうは水道の広域化に伴って沖縄県企業局に財産を移譲する必要が生じておりまして、イシッピ取水堰に至る管理道路の一部に個人有地が存在していることが発覚しています。こちらのほうの地権者の方と用地買収に関する交渉を実施しておるんですが、こちらのほうが年度内には終わらないというかたちになっていまして、当初では年間で終わらず金額で予算を計上させていただいているんですが、もう年度末になっていきますので、終わっている所まで一旦精算して、次年度に再度予算を組んでおりますので、その残りの分は次年度で実施するというかたちになっていきますので、その分の減額というかたちになります。

○ 5番 新垣一史議員

まだ全面解決はしていないということだと思うんですけど、次年度で解決しないとその次の年、令和6年度からこういった広域化供用開始ですよ。そちらが解決しないと供用開始もできないということになりますか。

○ 小嶺国土観光産業課長

この交渉がまとまらないと沖縄県に対して財産移譲ができないというかたちになりますので、そういう事態にはならないように現在進めておりますが、地権者の方ももう相続が始まっていますので30名ぐらいいらっしゃるんで、今連絡を取ることについては手続きはしていますので、この後委託業者の方に交渉していただいて話がまとまれば、移譲というかたちにはもっていけるのかなというふうには、現在では認識しております。

○ 5番 新垣一史議員

広域化の供用開始は現時点でも遅れがでている状況なので、解決して来年の供用開始に

は間に合うように、ぜひお願いします。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第7号、令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第7号

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第6号)について

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第6号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第6号)

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千583万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第8号、令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

日程第19、議案第8号、令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

○ 新里武広村長

議案第8号

令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算について

令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村一般会計当初予算

令和5年度渡嘉敷村一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億6千329万7千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、6億円とする。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を

流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩」の声あり）

休憩します。

再開します。

お諮りします。会議時間を延長したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

休憩します。

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第9号、令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第9号

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計予算

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億3千265万8千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億2千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

確認なんですけれども、去年の当初予算よりも倍額近い14億になっているのは、ほぼほぼ高速船買い取りに伴う増額ということによろしいですか。

○ 山城淳船舶課長

この件につきましては、村長の施政方針でもございましたとおり、令和5年度については高速船の買い取りを予定しております。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

今の質問に補足ですけれども、一旦、離海振から村が買い取るんですか。離海振の場合リース契約しますよね。それを一旦、解約して村が買い取る途中解約ですね。そのときのペナルティー違約金とかはどこを見れば、12ページの公有財産購入費かな。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 山城淳船舶課長

ただいまの質問でございますけれども、購入費については残額のリース料も含めて購入額になってまいります。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城渉議員

先ほどの質問のリースの途中解約金の内に含まれる違約金の額をまず先に提示していただきたいと。その額を基準に今後リースを継続したほうがいいのか、国庫補助金を8割買って買い取りしたほうがいいのか、その数字は前もって公表していただきたいと思います。

○ 當山清彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第10号、令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第10号

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計予算

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億1千89万2千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第11号、令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第11号

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ543万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400万円と定める。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第12号、令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第12号

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計予算

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5千476万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第13号、令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第13号

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計予算

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2千701万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、協議第1号、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議員派遣の件についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和5年渡嘉敷村議会第1回定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回渡嘉敷村議会3月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後時分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号5番）

署名議員（議席番号1番）

令和 5 年

第 2 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日目

3 月 29 日

令和5年第2回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
 自 令和5年3月29日
 至 令和5年3月29日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3月29日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第14号、議案第15号、議案第16号 議案第17号、議案第18号、議案第19号 議案第20号、議案第21号 発議第1号、発議第2号、発議第3号

令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会は
令和5年3月29日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員6名

会議録署名議員 1番 與那嶺雅晴議員 2番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 玉城広喜

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	小 嶺 国 士
副 村 長	神 里 敏 明	民生課長	新 垣 聡
教 育 長	新 崎 直 昌	船舶課長	山 城 淳
総務課長	金 城 満	会計課長	宇 野 昭 子
教育課長	金 城 和 作		

終了：3月29日(水曜日)午前10時40分

令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和5年3月29日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	議案第14号	渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第15号	渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第5	議案第16号	渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第6	議案第17号	固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について
第7	議案第18号	渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第19号	職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案第20号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
第10	議案第21号	渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例について
第11	発議第1号	有機フッ素化合物（PFAS）汚染から県民の健康と生命を守る意見書について
第12	発議第2号	日米地位協定の見直しに関する意見書について
第13	発議第3号	沖縄の離島振興に関する意見書について

○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番與那嶺雅晴議員、2番座間味満議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日3月29日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月29日の1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第14号、渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第14号

渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの事業登録に準じた事業名の変更及び法律に基づく利用対象者の変更と国の基準による改装部分の追加があり、渡嘉敷村高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

おはようございます。ページ数がないのであれなんですけど、福祉センター設置及び管理に関する条例の現行改正後の案の対照表で、料金で、現行では日常生活費一人当たり月額4万5千円（日額1千500円）とありまして、改正後は月額の4万5千円のみで日額のほうがなくなっているんですけども、こちらの説明をお願いします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新垣聡民生課長

新垣議員のご質問にお答えします。以前の日常生活費、月額4万5千円（日額1千500円）という表記について、日額1千500円は上のほうにある短期居住利用料金の日額と分かりづらい表記になっているということで、今回、その日額1千500円は不要ということで、月額の4万5千円だけにして、短期居住部分の利用料として日額2千円というふうに表記を変えております。

○ 5番 新垣一史議員

以前は2千円と分かりづらいのでなくしたということですが、今回は日額にすると、以前は1千500円だったものが2千円になるということですか。日割りとか、そういう計算になるのか、それとも1千500円のままなのか。

○ 新垣聡民生課長

単なる誤表記だったというふうに考えます。日額の料金はこれまでも2千円、今後も2千円ということです。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号、渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第15号

渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第

1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

国民保険法施行令及び健康保険法施行令等の一部改正により出産育児一時金の支給額が見直されたため、渡嘉敷村国民保険条例の一部を改正する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第16号

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

国民健康保険施行令の一部改正により、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び軽減対象世帯にかかる所得判定基準が見直されたため、渡嘉敷村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第17号、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第17号

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

国においてテレワーク等の推進及びデジタル時代に向けた規制、制度見直しの一環として書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制、制度が見直されたことにより、行政手続き等の内容、目的、趣旨等を踏まえた押印の省略に対応するため関係条例を改正する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第18号、渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第18号

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

沖縄県人事委員会の給与勧告及び県内他市町村の職員の給与の状況等を考慮し、渡嘉敷

村会計年度任用職員の給料を改める必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第19号、職員の定年に関する条例の一部を改正する条例についてを改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第19号

職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について

職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることから、本村も所要の措置を講じるため職員の定年に関する条例を改正する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第20号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第20号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方公務員法の一部改正により、職員の定年年齢が60歳から65歳に引き上げられることに伴い、所要の措置を講じる必要があり関係条例を改正する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第21号、渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

議案第21号

渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例について

渡嘉敷村個人情報の保護に関する法律施行条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため当該条例を制定する必要がある。

令和5年3月29日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第1号、有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

休憩します。

再開します。

○ 5番 新垣一史議員

発議第1号

渡嘉敷村議会議長 當山清彦殿

提出者 渡嘉敷村議會議員 新垣一史

賛成者 渡嘉敷村議會議員 金城 涉

有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書について
上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので
提出します。

令和5年3月29日提出

有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る意見書

平成28年1月沖縄県企業局は、7市町村45万人に供給している北谷浄水場の水源である
河川や井戸群等から高濃度の発がん性が指摘されている有機フッ素化合物PFASが検出
されたと発表した。

あれから6年が経過し、ほとんどのPFAS汚染は長年の消火訓練による泡消火剤が原
因と言われているが、その間も米軍嘉手納基地、米軍普天間飛行場からはPFASを含む
泡消火剤が流出する等の事故が相次ぎ、また、PFASに水が汚染された地域の浄水場や
下水処理場から出た汚泥が農業利用され、農作物を經由したPFAS汚染も懸念されるな
ど、命の源である飲み水の汚染、土壌汚染等に県民の健康不安は増大するばかりである。

PFAS市民連絡会は、昨年6月から7月にかけて独自で県内6市町村のPFASによ
るヒトの体内汚染、環境汚染に関する全国でも初めての大規模調査を実施し、研究責任者

である京都大学原田浩二環境衛生学准教授は、沖縄県のP F A S血中濃度は、全国調査（環境省令和3年）との比較において、P F O Sは最大3.1倍、P F O Aは3.0倍、P F H x Sは14.3倍と、放置できない高い数値となっているとの調査結果を公表した。さらに、血液検査をした387人のうち27人がドイツ国内で健康への影響が懸念されるとする管理目標値を上回っていることが判明し、また、浄水器や水購入の方の血中濃度は低いですが、浄水器設置は家計への負担が大きく、浄水器では環境負荷を防げないことも判明した。P F A S汚染は日本国内だけでなく世界的な環境・健康の危機であり、生存権の問題である。

今回の検査結果をエビデンスに、県民の生命と暮らしを守る立場から、国におかれては広域疫学調査及び環境調査を継続的に取組み、下記事項について強く要望する。

記

1. 国において人体に対する毒性評価を根拠とした基準値や土壌統のP F A Sに関する基準を早急に定めること。
2. 国民の健康と生命を守るために、国の責任で広範囲な疫学調査、健康調査及び水質土壌など環境調査を実施すること。
3. 汚染が疑われる米軍基地の立入り調査を、政府が主権国家として実施すること。
4. 米軍の環境汚染に関し情報公開させ、それに基づいて汚染を浄化させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

沖縄県渡嘉敷村議会

(あて先)

内閣総理大臣 環境大臣 防衛大臣 厚生労働大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

以上、ご審議をお願いします。

○ 当山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第2号、日米地位協定の見直しに関する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

休憩します。

再開します。

○ 4番 金城涉議員

おはようございます。

発議第2号

渡嘉敷村議会議長 當山清彦殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 金城 涉

賛成者 渡嘉敷村議会議員 玉城保弘

日米地位協定の見直しに関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

令和5年3月29日提出

日米地位協定の見直しに関する意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、30の都道府県に131施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地施設が所在している。

米軍基地を抱える全国の町村は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在による住民生活への過重な負担を抱えている。

特に、全国の米軍専用施設の約70%を占める沖縄県においては、米軍基地から派生する事件・事故や航空機騒音、米軍人・軍属等による犯罪が、戦後77年を経た今日においてもなお後を絶たず、また環境や人体に影響を及ぼす可能性が指摘されている高濃度の有機フッ素化合物（PFAS）が米軍基地周辺の井戸や地下水から検出され、水源等の汚染が懸念されているが、基地内の立ち入り調査ができず原因が特定できていないため、汚染除去等適切な対応が困難な状況になっており、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、日米を取り巻く安全保障体制や我が国の社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、昭和35年に締結されて以来、63年以上もの間、一度も改正されていない。

これまで運用改善や環境補足協定の締結がなされてはいるものの、米軍基地から派生するさまざまな事件・事故等から国民の生命・財産と人権を守るためにはまだ不十分で、根本的な解決のためには日米地位協定を抜本的に見直す必要がある。よって、日米地位協定を抜本的に見直しされるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄基地負担軽減担当大臣 内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第3号、沖縄の離島振興に関する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 3番 玉城保弘議員

発議第3号

渡嘉敷村議会議長 當山清彦殿

提出者 渡嘉敷村議會議員 玉城保弘

賛成者 渡嘉敷村議會議員 座間味満

沖縄の離島振興に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により議会の議決を得たいので提出します。

令和5年3月29日提出

沖縄の離島振興に関する意見書

沖縄の離島振興については平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県県内離島においては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や税制上の特例措置により離島住民の交通、生活コストの低減や観光リゾート産業の振興を図るなど県内離島産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与しております。

しかしながら、離島の多くは人口規模や経済規模が小さいほか、生活、産業活動の条件が厳しく、沖縄本島及び本土と比較して生活環境及び産業基盤の整備等が低位にある状況は残念ながら改善しておりません。

つきましては、沖縄県県内離島のさらなる進行発展を図るため、下記事項の実現化について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

記

1. 離島医療保健の技術強化について
2. 離島航空路線の運賃の低減並びに離島空路整備法の制定について
3. 台風被害による支援策について
4. 海岸漂着ゴミ処理対策について
5. 港湾等の整備促進について

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 総務大臣 国土交通大臣 経済産業大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和5年第2回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号1番）

署名議員（議席番号2番）